

令和4年第1回広川町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年3月8日

2. 招集場所 広川町議会議事堂

3. 開 会 令和4年3月8日（午前9時30分）

4. 応招議員

議長	野村泰也	6番	水落龍彦
1番	山下茂	7番	丸山修二
2番	丸山幸弘	8番	光益良洋
3番	竹下英治	9番	池尻浩一
4番	栗原福裕	11番	梅本哲
5番	江藤美代子	12番	野田成幸

5. 不応招議員

10番 原野利男

6. 出席議員

応招議員に同じ

7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の氏名

町長	渡邊元喜	住民課長	谷口裕子
副町長	飯田潤一郎	福祉課長	郷田貴啓
教育長	富山拓二郎	建設課長	樋口信吾
政策調整課長	丸山英明	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	井上新五
総務課長兼庁舎建設推進室長兼 選挙管理委員会書記長	鹿田健	協働推進課長	萩尾勝昭
会計管理者兼 税務課長兼会計室長	前田武博	教育委員会事務局教育次長	中島孝
環境衛生課長	小松朋雄		

9. 本会に職務のために出席した者の氏名

議会事務局長	原野昌文	書記	川村亮二
議会事務局係長	丸山順子		

10. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 一般質問

午前9時30分 開会

○議長（野村泰也）

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから令和4年第1回広川町議会定例会を開会いたします。

なお、10番原野利男君から本定例会の欠席届が提出されています。

本定例会に提出されております議案は、専決処分の承認1件、契約の締結4件、条例改正8件、令和3年度補正予算7件、令和4年度当初予算6件、計26件となっております。

これらの議案については、後ほど提案者から説明がありますが、議員の皆様におかれましては、円滑に議事が進められ、適正妥当な議決に達せられますよう念願申し上げ、開会の挨拶といたします。

次に、町長より今議会招集の挨拶並びに施政方針をお願いいたします。町長。

○町長（渡邊元喜）

皆さんおはようございます。令和4年第1回広川町議会定例会を招集しましたところ、公私ともに御多用中にもかかわらず、御出席賜り、誠にありがとうございます。

令和4年度の当初予算をはじめとします町政の重要案件につきまして御審議をお願いするに先立ち、挨拶と町政運営に関する基本的な考え方を申し上げ、議会をはじめ、町民の皆様のお理解と御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

2月24日、ロシア軍がウクライナに軍事侵攻しました。ウクライナは戦火に見舞われ、民間人にも多数の死傷者が出ている状況にあります。欧米各国と協調し、日本もロシアに対する経済制裁措置に打って出ています。何があっても武力による問題解決は許されるものではありません。一日も早い停戦に向け、話し合いによる解決を望んでいるところでございます。

新型コロナウイルスはオミクロン株による第6波が爆発的に拡大し、全国で社会経済をはじめ、あらゆる領域が大きな影響を受け、人々の生活が危機にさらされています。まずは町民の皆様の命と健康を守ることを最優先に、新型コロナウイルス感染拡大防止とその予防に3回目のワクチン接種に全力で取り組み、安心して暮らせる日常を取り戻すことが第一だと考えます。

新型コロナウイルス感染症により、東京一極集中の是正と地域の多様性を重視した暮らし方など、分散する社会が見直されています。地方が見直されつつある中で、広川町では、令和3年度から3年間のまちづくりの方向性を示す広川町第4次総合計画（改訂版）に沿った「だれもが元気で笑顔に満ちたまち広川」を将来像に、町民一人一人が主体的に参画、協働する、加えてSDGsを基本理念としたまちづくりを共通の目標としています。

また、人口ビジョンの実現に向け、第2期広川町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる4つの基本目標達成のため、雇用の創出、関係人口拡大、移住者支援、結婚・出産・子育て支援、特色ある地域づくりなどの移住・定住施策を引き続き実施します。

それでは、令和4年度の町政運営に当たりまして、第4次総合計画（改訂版）に掲げる6つの基本施策に沿って説明申し上げます。

基本施策の1つ目は「出会いと語らいのあるまち」であります。

協働によるまちづくりの推進及びコミュニティ活動の推進につきましては、第2次広川町協働推進計画に基づいた住民参画の推進や、行政区、NPO、ボランティア団体等と連携した協働のまちづくりを推進します。第2期地域づくり計画書に基づいた各地域コミュニティ推進事業において、まちづくり委員会に対する支援を行います。

情報化の推進につきましては、広報紙、ホームページをはじめ、公式LINEの充実を図るとともに、動画等を活用した町の魅力発信など、住民への情報発信の強化を図っていきます。マイナンバーカードを利用した行政手続の利便性向上とカード普及のための申請補助支援を行います。また、電子自治体構築に向けて、デジタル技術を活用した業務効率化と特定個人情報管理などの情報セキュリティの強化を図ります。

交流活動の推進につきましては、多文化共生のまちづくりの推進として、在住外国人との交流の場づくりや言語の問題に対する支援などを進めます。

人権尊重社会の形成につきましては、同和問題をはじめとするあらゆる差別の解消を実現するため、人権が大切にされる豊かな地域社会づくりに向け、各種団体と連携強化を図り、学校教育や社会教育における人権教育、人権啓発を推進します。

男女共同参画社会の実現につきましては、男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮し、自分らしく輝いて暮らせる社会の実現に向け、広川町男女共同参画基本計画に掲げる基本理念に基づき、意識づくりや環境づくりを進めます。

基本施策の2つ目は「人と人が支え合うまち」であります。

自らの健康づくりの推進につきましては、町民の健康寿命の延伸に向け、健診、保健指導、運動習慣化に取り組みます。特定健診、保健指導の受診率は一定の成果を上げていますが、

若年層に基本健診受診を進め、歯周病健診の受診機会を増やし、生活習慣病重症化予防を強化します。広川町民は、県や国の平均と比べ、1日30分以上の運動習慣がない割合が増加しています。運動ジム事業により、一人一人に合った専門家による運動プログラムを作成し、町民の運動習慣化と保健指導を充実させます。また、新型コロナウイルスワクチン接種の体制確保と円滑な実施を進めてまいります。

地域福祉の推進につきましては、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する福祉サービスの提供、包括的な支援体制の構築に向けた取組を推進し、第2期広川町地域福祉計画の基本理念「みんなの支え合いの輪が広がり安心して健やかに暮らせる笑顔のまちひろかわ」の実現を目指します。

高齢者福祉の推進につきましては、第8次広川町高齢者保健福祉計画に基づき、「だれもが安心して健やかに暮らし続けていけるまちづくり」を目指し、人生100年時代を見据えた高齢者の健康増進を図るため、住民主体の地域通いの場の支援強化やフレイル予防などの健康教育、健康相談を推進し、保健事業と介護予防事業を一体的に取り組みます。高齢者世帯のニーズに対応した社会参加や生きがいきづくりなど、地域支え合いの体制づくりを推進します。また、国が策定した成年後見制度利用促進基本計画に基づき、高齢者等の権利や財産を保護し、支援するため、成年後見制度の普及、利用促進を図るとともに、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりや市町村計画の策定など、支援体制整備に向けた取組を推進します。

障害者福祉の推進につきましては、第6期広川町障害福祉計画及び第2期広川町障害児福祉計画に基づき、障害者が地域において自立した日常生活、社会生活を送れるよう総合的な支援を行うために、広川町障がい者基幹相談支援センター「シエル」の機能強化及び広川町障がい者等自立支援協議会を中心に、地域支援のネットワーク強化に努め、相談支援、情報提供体制の充実を図ります。

社会保障の適正な運営につきましては、国民健康保険事業適正運営のため、国保税の収納率向上に努めるとともに、国保税の県内均一化を見据えながら、資産割の廃止を含め、計画的に適正な税率改正を実施します。

子育て支援の充実につきましては、第2期広川町次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画に基づき、事業推進に努め、子どもサポートセンターにおいて、妊娠、出産、子育てに関する相談に応じ、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援体制の充実に努めます。また、令和4年10月開設予定の子ども家庭総合支援拠点では、全ての子どもとその家族及び妊産婦等を対象とし、子育てに関する不安や悩み、児童虐待に係る相談や未然防止、早期発見、再発防止など、支援機関と情報を共有し、迅速に対応してまいります。

基本施策の3つ目は「人が育つ、人を育てるまち」であります。

児童・生徒一人一人に志を持ち、確かな学力と基本的な生活習慣が身につくよう、指導力向上のための教職員研修の充実、推進に努めるとともに、それぞれの学校で特色ある教育活動を支援し、教育の目指すところを社会と共有、連携しながら実現させる社会に開かれた教育を実現するため、少人数学級の推進、学級担任のサポートほか、個に応じた教育支援による学力向上、スクールカウンセラー、特別支援助員、体育支援サポーターなど、心身の健全な発育を促すよう、小・中学校が連携し、9か年をつないだ取組による児童・生徒の学力向上、体力向上を図ります。また、ICT教育充実のため、ICT支援員を派遣して、教職員

への研修実施、拠点校での実践研究の支援を行い、ICTを活用した学習活動の充実を図ります。

令和4年度は2学期制の導入に向けて試行を行い、学校における授業時数の確保及び児童・生徒へのきめ細かい指導の充実を図ります。

生涯学習の推進につきましては、地域、家庭、学校の連携、協力を得て、幅広く町民が参加できる生涯学習プログラムを企画します。町立図書館においては、図書館機能の整備と充実を図り、次代を担う子供たちのために、幼少期から本に親しむことができる家庭教育支援を推進します。

生涯スポーツの振興につきましては、町民の健康づくり、体力づくりに対する関心が高まる中、新型コロナウイルス対策を十分に講じながら、誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりを推進します。

青少年教育の推進につきましては、学校、地域、家庭との連携、協働により、世代間交流や子供の遊び場づくりなど、地域全体で子供たちの成長を支える取組を推進します。

多様な文化・芸術活動の支援につきましては、各種団体の文化・芸術活動の活発化と文化財の保存、活用を進めます。

基本施策の4つ目は「人が集まり、働き、賑わうまち」であります。

農林業の振興につきましては、農業生産基盤の充実として、県営事業、前川原井堰整備事業の完成と長延川の井堰統廃合事業を進めます。また、高収益型園芸事業の推進により、生産技術の向上、スマート化による省力化、所得向上への取組を進めます。

優良農地の有効活用と耕作放棄地の縮減としては、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となり、農地利用集積・集約化、遊休農地の発生防止、解消を推進し、現在、課題となっている農業担い手の育成、確保としましては、認定農業者の育成と組織の強化を図るとともに、新たに新規就農者専門支援員を配置し、JA就農支援センター等と連携した新規就農者の確保、育成、指導の強化を図ります。また、令和4年度は農業振興地域整備計画の見直しを進め、農業の振興を進めていく優良農地等の設定を行います。

6次産業化として、ひろかわブランド推進協議会による6次産業化の取組支援を進め、農産加工品の活用、町の特産品を他ブランドとのコラボ商品開発など、広川町の知名度の向上を図ります。

林業について、福岡県荒廃森林整備事業などの森林保全・育成事業の推進を図り、森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向けた森づくりを進めてまいります。

工業・地場産業の振興につきましては、新規創業者の支援とともに、商工業者の第二創業、新事業展開などの経営支援に取り組み、地域の経済活性化を推進します。また、久留米餅の主産地である強みを最大限に活用し、繊維産業に関心を持つ人材の確保と繊維産地としての強化を図ります。

商業・サービス業の振興につきましては、新型コロナウイルスによる影響で経営に支障を来している経営者への支援を行いつつ、魅力ある商業環境づくりを進めます。

観光戦略の展開につきましては、コロナ禍の現状では、観光客も住民も安心できる観光について再考する必要があります。個人観光客や小規模旅行を対象としたマイクロツーリズムやサイクルツーリズム、感染症対策を徹底したイベントなど、「新しい生活様式」に沿った観光の充実を図ります。

移住・定住の促進につきましては、Orige（オリゲ）、Kibiru（キビル）を拠点に、仕事とお試し居住をセットとした事業や各種講座を開催し、関係人口拡大と移住・定住増加を図ります。また、空き家バンクを充実させ、移住希望者の住居確保の支援を行います。

基本施策の5つ目は「安全・安心でやすらぐまち」であります。

消防・防災対策の充実につきましては、地域住民の防災・減災意識の向上と地域防災力の強化に向け、自主防災組織における訓練等の充実、避難所の装備品、備蓄品を充実し、防災情報発信の強化を図ります。また、消防団詰所の計画的な更新に取り組み、消防団員の確保、団員の消防技術の向上に努めます。

また、防災重点農業用ため池については、劣化調査により現状を把握し、必要に応じ、耐震調査や改修等を進め、地域の安全を確保します。また、老朽化した広川防災ダムについては改修更新事業を計画的に行います。

交通安全・防犯体制の充実につきましては、道路の危険箇所の改善や歩行空間の確保、通学路交通安全プログラムに基づいた計画的な安全対策の推進、防犯カメラの設置などを進めるとともに、交通安全、防犯意識の高揚を図ります。

居住環境の整備につきましては、空き家等の実態把握の結果を基に、空家対策特別措置法及び広川町空家等対策計画に基づいた措置を講じ、空き家所有者への指導、助言、勧告等により空き家の適正管理に努めます。また、自宅の耐震化、危険な老朽家屋除去、危険ブロック塀の撤去、狭隘道路の改善整備により安全・安心の確保と住環境の改善を図ります。

道路・交通網の整備につきましては、国道3号バイパス計画について、国、県や八女市と連携し、事業の推進を図ります。また、主要地方道の歩道設置及び交差点改良についても関係機関へ積極的に要請し、早期の完成を目指すほか、未着手区間の事業化要望を進めていきます。道路インフラの老朽対策として、橋梁の再点検と橋梁長寿命化改修事業を進め、舗装長寿命化修繕計画により幹線道路の計画的な舗装修繕を実施、安全・安心な道づくりに努めます。

基本施策の6つ目は「自然と共生する快適なまち」であります。

循環型社会の形成につきましては、ごみ減量化に対するさらなる積極的な広報啓発活動を推進する中で、生ごみ処理容器購入補助事業に取り組み、プラスチックごみの減量と再利用方法を研究していきます。また、脱炭素化に向けて、地域の主体による再生可能エネルギーの取組を進めます。

環境と景観の保全につきましては、生活排水対策を推進するため、下水道への接続、合併浄化槽の設置を推進するとともに、河川の水質監視の充実に努め、水質汚濁の防止に努めます。

上下水道の整備につきましては、下水道第4次事業計画区域の智徳、北新代の面整備を行い、供用開始区域の拡大を図るとともに、未接続の世帯、事業所へ働きかけを強化し、水洗化の普及を図ります。上水道事業については、安全な水を安定して供給するために、配水管の更新工事、ループ化等、水道施設の整備を計画的に行い、水道水の水質と水量の確保、水圧の安定を図ります。

公園・緑地の整備につきましては、老朽化が進んでいる都市公園施設で、水銀灯照明の取替え、トイレ環境の改善等、利用者が安全で快適に公園を利用できるように、広川町公園施設長寿命化計画に基づき、公園の改修を進めます。

最後に、行政サービスの向上と効率的行財政運営につきましては、経営感覚の視点に立った簡素で効率的な行政運営の確立を目指すため、職員のレベルアップを図るとともに、分かりやすい財政情報を提供し、さらなる効率化に取り組みながら、財政の健全化と質の高い行政サービスを低コストで提供することに努めます。

施設の長寿命化や国道3号バイパス事業に関連した財政需要に対応していくための資金の留保が必要です。一般財源枠配分方式による予算編成の結果を検証し、改善することで、毎年資金留保ができる体制を構築していきます。また、適正かつ公平な課税の収納を実現するため、課税客体把握の強化と収納率の向上に努め、町財政の健全な運営を図ります。

なお、本年度は9月に新庁舎が供用開始いたします。住民の皆様にお披露目できることを楽しみにしております。また、第5次総合計画の策定に取りかかるとともに、都市計画マスタープランの見直し、農業振興地域整備計画の見直しを進めていきます。

予算編成につきましては、後ほど提案内容を述べさせていただきますが、令和4年度一般会計当初予算は約9,530,000千円と過去最大の予算規模となりました。今後も国、県の補助金の確保等、より一層の財源の確保に努めてまいります。

以上が令和4年度の私のまちづくりに対する基本姿勢と主要施策であります。今後、第4次総合計画（改訂版）に掲げる基本理念の実現及び人口ビジョンの実現に向け、全力で取り組んでまいります。

私たちが広川町民であることに誇りを持ち、住み続けたいと思える「だれもが元気で笑顔に満ちたまち広川」を目指してまいりますので、議会をはじめとする町民の皆様方の一層の御理解と御支援、御協力を重ねてお願い申し上げます、私の所信といたします。

なお、本定例会には議案等26件を提案申し上げます。議案などの提案理由につきましては後ほど説明申し上げますが、慎重審議の上、全議案ともに御決定いただきますようお願い申し上げます、施政方針を兼ねましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしております議事日程第1号のとおりであります。

直ちに議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村泰也）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録の署名議員は、3番竹下英治君、9番池尻浩一君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（野村泰也）

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

会期については、去る3月1日、議会運営委員会に諮ったところ、3月8日から3月23日までの16日間にしたいという案が出ていますが、よろしいかお諮りいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は3月8日から3月23日までの16日間と決定いたしました。

日程第3 一般質問

○議長（野村泰也）

日程第3. 一般質問を行います。

発言時間は、質問、答弁を含めて1時間以内とします。制限時間5分前にベルで合図します。

5番江藤美代子君の登壇を求めます。

○5番（江藤美代子）

皆さんおはようございます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、ロシアのプーチン政権によるウクライナ侵攻に対して、深い憤りを持って糾弾し、ロシア軍の行動を直ちに中止することを求めます。とりわけ核兵器で威嚇することは断じて許されるものではありません。世界でも、日本でも、戦争をやめろの声が広がっています。この声をもっと大きく広げ、ロシアのウクライナ侵攻をやめさせようではございませんか。

それでは、通告に従って質問を行います。

まず1つ目、エッセンシャルワーカーへのPCR検査、抗原検査の支援についてお尋ねいたします。

コロナのオミクロン株が猛威を振るい、2年以上の感染が続いています。広川町でも多くの感染者が出ています。命と暮らしと営業を守る支援策が求められています。広川町では、暮らし、営業を守る支援策を多岐にわたって実行していただきました。ワクチン接種については、国からのワクチン供給状況が遅れる中、最大限迅速なワクチン接種と御尽力いただいています。

もう一つの対策、検査についてです。いつでも誰でも無料で検査を行い、無症状の感染者を早期に見つけて、感染拡大を防ぐことが大切だと思います。広川町での検査の状況はいかがでしょうか、お尋ねいたします。

2つ目に、障害者福祉についてお尋ねします。

令和3年4月、障害者の入所の方の食費、光熱水費の負担限度額が、若干ですが、引き上げられました。その影響はいかがでしょうか。

2点目に、所得税の障害者控除の認定書と、おむつの医療費控除の確認書の発行についてお尋ねいたします。

町は2月の広報ひろかわで、この制度の周知を行いました。御存じない方もあるかと思われましたので、大変よかったですと思います。まだ申請途中ですが、現在の認定状況、あるいは以前の認定状況などをお答えください。

3点目に、特別障害者手当についてお尋ねいたします。

現在、何人の方がこの手当を受けていらっしゃいますでしょうか。

3つ目、不登校児童・生徒についてです。

学校になじめず登校できない不登校児童・生徒の対応についてお尋ねいたします。

現在、不登校児童・生徒は何人ぐらいでしょうか、学校ではどのような対応を行っていらっしゃるのでしょうか、お尋ねいたします。

あとは質問席にてお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

江藤議員の質問にお答えいたします。

オミクロン株の出現による新型コロナウイルス感染症の爆発的感染拡大を受け、福岡県は4月7日までの感染再拡大防止対策期間中、感染不安のある無症状の県民を対象に、指定の医療機関、薬局で、当町では現在2か所の薬局でPCR検査及び抗原検査の無料検査の実施を公表しております。発熱など風邪の症状があるような人は、これまでどおりかかりつけなどの医療機関を受診し、医師が必要と判断すれば当該検査を受けることとなっています。

エッセンシャルワーカーと言われる日常生活を維持していくために不可欠な職業のうち、高齢者施設及び障害者施設の職員に対する検査支援につきましては、福岡県の専用サイトへの申込みによりPCR検査を実施することができます。令和4年1月から3月中旬までの間で、職員1人当たり7回を上限に検査を受けることができることとなっています。また、保育所及び学童保育所施設等の職員のPCR検査等に係る費用につきましては、保育所等における新型コロナウイルス感染症対策に係る支援として、国補助金の利用が可能となっています。

次の障害者福祉についてでございますが、障害者施設入所者の食費や居住に要する費用については、低所得者に係る負担を軽減するため、食費と光熱水費に係る平均的な費用となる基準費用額から所得に応じた負担限度額を控除した差額を補足給付として給付していますが、令和3年4月より基準費用額の見直しが行われ、53,500円から54千円に改定されていますが、これまでどおり少なくとも手元に25千円が残るように補足給付が行われており、改定に伴う入所者への影響はありません。

次に、介護保険の要介護・要支援認定者が障害者控除を受けるための認定書発行の現状につきましては、令和2年度に発行した件数は25件となっています。また、おむつを使用したことで受けることができる医療費控除の認定書発行件数は、令和2年度3件となっています。

次に、特別障害者手当につきましては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神、または身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とされる20歳以上の在宅の方に支給される手当です。ただし、所得制限があります。福祉課にて申請を受け付けて県へ進達し、福岡県南筑後保健福祉環境事務所にて認定されています。現在の手当受給者は16名となっています。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（富山拓二郎）

江藤議員の不登校対応についての御質問に対して回答させていただきます。

不登校は、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により、登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気

や経済的な理由による者を除いたものと定義されております。

各小・中学校の不登校の状況につきましては、毎月、県に報告している1月末現在のいじめ・不登校等月例調査におきましては、下広川小学校が2名、中広川小学校が6名、下広川小学校が2名、広川中学校が20名です。

不登校の原因は、無気力、転校による不適應、家庭内の問題、ゲーム等による昼夜逆転、生活リズムの乱れなど、様々です。不登校対応として、不登校対応マンツーマン方式に係る支援計画に基づく支援チームを組み、学級担任やチームメンバーによる電話連絡や家庭訪問、保護者面談などの個別対応を行っております。また、スクールカウンセラーと保護者、児童・生徒の相談、スクールソーシャルワーカーの家庭支援や精神対話士による家庭への支援を行っております。

学校復帰につながった児童・生徒もおりますが、困難を有する家庭環境の児童・生徒も少なくはありません。教室に入ることが難しい児童・生徒は、自主学习室や、あるいは保健室への登校をしています。また、学校復帰を目指すための適応指導教室が八女市や久留米市に設置されておりますが、現在は4名の児童・生徒が八女市の適応指導教室「あしたば」に通級しております。

不登校につきましては、様々な原因があり、児童・生徒の心の問題もあり、その対応は心理などに対する専門的な助言等も必要であり、個別に具体的な援助、指導を行う必要があります。今後も各学校と関係機関と連携を取りながら、取組の強化を図っていきたいと考えております。

以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

先ほど保育所とか学童保育所への対応ということで、国の費用を利用して検査ができるというふうに御答弁ありました。今度のオミクロン株は10代とか10歳未満の方の感染が本当に多くて、保育所の方、幼稚園の方、学童保育所の方、学校の方、本当に対応に苦慮されているのではないかと思いますけれども、検査については何か御相談とか御要望とか保育所のほうからとか出ていませんか。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

御存じのとおり、現在、感染者がかなり多くなりまして、濃厚接触者の判断というのが保健所では間に合わないということで、県のホームページにもついているんですが、各保育所で、まずは県のフローに基づいて濃厚接触者の確認をして、それを町へ報告するようになっています。その中で確認したところで濃厚接触者という方については、県がフローに基づいた待機なりという形を取っておりますので、そういう相談が結構増えている状況です。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

濃厚接触者の規定というか、基準があるということですけど、その濃厚接触者になった方の検査はどんなふうに行われるのかということ、例えば、クラスで感染者が出た場合、職員の方への検査というのは事業所の判断で行うということでしょうか。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

先ほどPCR検査なり抗原検査の国の補助とかお話がありましたけど、現在、保育園のほうに検査の実態を確認したところ、PCR検査をされました保育園とか学童保育所の件数としては、PCR検査が9件と。ただ、抗原検査が学童保育所と保育所で合わせて123件という報告を受けておりますので、日頃から職員さんに抗原検査キットを持たせてあったりしながら、急にそういう体の状況が出た場合に検査をするように、保育園のほうで職員さんと協議をされてあるように伺っています。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

事業所が主体で行っていくということですので、事業所によってばらつきがあるのではないかなと思いますので、その点、留意して御指導いただけたらと思います。

あともう一つ、オミクロン株が軽症だという説もありましたけれども、2月の全国の死者数は4,000人を超えたという報告があります。その死者数の9割は70歳代以上ということで、クラスターも発生しています。高齢者施設のほうは最高7回上限で、県のほうからPCR検査ということですが、状況はもう少し詳しく分かりますか。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

高齢者施設については実態を把握はしておりません。ただ、町長答弁がありましたけど、その後、最近追加されまして、高齢者施設及び障害者施設では、3月に3回追加がございまして、1人10回の限度という形でPCR検査ができるようになっておるといように通知が来ております。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

これも事業所の判断になると思いますよね。ある事業所にお勤めをしてある方は、何回でも定期的に検査をしてもらっていると言われるし、うちは全然検査がないと言われる。久留米の保育所にお勤めの方ですけど、定期的に検査をしてもらっていると。本当に検査をするときには自分は陽性じゃないやろうかとえらいどきどきするけど、陰性と出ると本当に安心すると言われるので、事業所の方の御相談とか、丁寧に行っていただきまして、徹底するようにお願いしたいと思います。

町長にお尋ねいたします。

さきに申しましたけれども、検査はいつでも誰でも無料で行われるべきと考えます。しか

し、それが難しいという現状がございますので、せめて保育園、幼稚園、学童保育所、学校、高齢者施設の職員さんには定期的な検査が必要だと考えます。福岡県はまん延防止等重点措置は解除されましたけれども、再拡大防止対策期間ということになっております。厚労省は、まん延防止等重点措置の対象地域は高齢者施設や保育所の職員の方は週に1回、少なくとも2週間に1回の検査をというふうに勧めています。先ほど御紹介がありました無料検査の機関が広川にも2か所ございますが、人数制限とか時間制限とかいろいろございまして、この保育所の方などが十分に検査を受けられるという場所にはなっていないのではないかなと思います。

現場では幾らでも感染防止の対策をずっとしているけれども、全然感染は収まらない。検査キットが足りないという声を聞きます。こういう現状について、町長はどう受け止められますか。

また、この現状に対して、町としてさらなる検査の支援策が必要なのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（野村泰也）

副町長。

○副町長（飯田潤一郎）

PCR検査は町によって県の不足分とかを補完できないかという検討をしておりましたが、実は検査キットそのものが不足していると。しかも、行政検査とか医療機関に優先的に回されるということで、そのことは断念いたしました。

一方、検査と同時に必要なのがコロナの予防接種です。ですから、広川町としては、エッセンシャルワーカー、特に、子供さんたちに接する方々を優先的に接種しようということで、他の自治体に先駆けて行っております。予想以上の希望がございまして、多分百六十数件だったと思いますけれども、既に2月中には終わっています。ですから、広川町としての検査の充実がキットそのものの不足によってできなかった分を、ワクチン接種を優先的にするというで補ったという結果となっております。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

ワクチン接種についても、検査についても、今後もまた検討をしていただきたいと思えます。検査は最終的には個人の判断ということになると思えますけれども、希望する人が検査を十分に受けられるよう、今後も支援をよろしくお願いいたします。

次、所得税の障害者控除の認定書の発行数を教えていただきましたが、要支援、要介護の方の人数は何人でしょうか。12月31日現在が対象になりますので、その人数を教えてください。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

うちのほうで発行するのは要介護での認定ではありませんので、介護認定をされたときの主治医の意見書ですね、その中身を見た上で認定書の発行をしております。

令和2年度25件ということで報告がありましたが、内訳としては特別障害が12件と普通障害が13件ということになっています。

ちなみに、令和元年度については22件の認定書発行で、特別障害が10件と普通障害が12件の発行をしております。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

この基準が要支援が何だ、要介護が何だというので認定書を発行するのではないということですが、全体の数からすると、866名の要支援、要介護の方があるというデータをいただいております。確かに周知はしていただきましたけれども、まだまだ御存じない方もあるのではないかなと思いますので、その点は改善を求めます。それと、5年遡って申請できるということもございますので、その折にぜひ周知をお願いしたいと思います。

あと、特別障害者手当ですが、障害者手帳を持たないで特別障害者手当を受けていらっしゃる方はありますか。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

現在、広川町で特別障害者手当を受給してある方16名は、先ほどあったと思うんですが、全て手帳の所持者です。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

介護認定を受けるということは、体に何らかの障害を持つようになったということなんですけれども、御本人や御家族の方にはその意識が薄いのではないかなと思います。介護保険と、それから、障害者福祉の縦割り行政の弊害もあるかなと思うのですけれども。

ですから、介護認定をするときに、その方が利用できる障害者福祉の制度、例えば、先ほど質問しました所得税の障害者控除とか特別障害者手当などの制度について御紹介をすることが必要なのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

この特別障害者手当については、説明がありましたように県が認定するようになっています。それで、県のほうにもその辺り、県のホームページにももちろん載っていますけど、本庁のほうに確認したところ、その周知については、やはり要介護4とか要介護5が必ず認定になるということではなくて、あくまで医師の診断書によって県のほうが認定しますので、周知をする場合は要介護4、要介護5は当然申請すればもらえるという誤解のないように気をつけてほしいというようなことを言ってあります。

もちろん医師の診断書は有料で、お金もかかりますので、もし周知するのであれば、その

点を含めて様々なメリット、デメリットをきちんと分かるような何らかの形で、うちの場合は広域連合が認定者になりますので、特別障害者手当については、周知するにしても、どのような形ですか、まずはそちらのほうと協議をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

特別障害者手当については、当然ですけど、認定が相当に厳しいものであるということは承知しております。この特別障害者手当についての案件で、日弁連のほうから自治体に勧告が出た事例がございました。広川町のホームページにも、それから、しおりにも載せていますよね。だけど、広報の周知だけではどうだろうかという勧告で、例えば、こういう制度がありますよと教示的な周知をすとか、あるいは本当に手当とかを受ける可能性がある方については、助言的な周知、こういう制度がありますから申請しませんかまで言うかどうかはあれですけど、助言的な周知をしなければならないという勧告、厚労省には要望書が出ております。

です。確かに課長が言われたように、それから、県のほうが申しましたように、周知の方法については本当に配慮が要ると思うんですけど、そこは考えていかなければいけないというのと、もう一つ、一番その方に接するのは、もし町に相談があれば、町はきっちりつないで対応すると思うんですよね。だけど、介護認定とかを受けていらっしゃる方はケアマネジャーさんが一番の相談相手。じゃ、ケアマネジャーさんがその制度を知っているかというのと、ケアマネジャーさん自体がその制度を知らないという実態があるという報告を聞いております。ケアマネジャーさんにそういう制度の研修とか、それから、その可能性がある方には、さっき言ったような教示的な周知、助言的な周知までしなければいけないというか、することもできるという周知の方法、そのことについてケアマネジャーさんに研修をするように広域連合のほうに要望をしていただきたいと思います、いかがですか。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

おっしゃる意味は分かりますけど、この制度はもともと国の手当で、県の事業なんですよ。広域連合も33市町村分しかしていませんので、もし県全体でするにしても、それは県のほうが全体的にされたほうが、うちの広域連合は33市町村の分しかございませんので、その市町村以外にも当然利用されている町内の人もおられます。それで、もしするなら、やはり全体的に県が主体となってすべき話ではないかと私は思います。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

県のほうが主体となって進めるべきだということですので、段階を追うかもしれませんが、県のほうにも要望をしていただきたいと思います。

続いて、次の質問です。

不登校については、様々な取組を行っているということをお聞きしました。精神対話士ということをお聞かせましたが、このことについて少し御説明をいただけますでしょうか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

教育長の答弁の中にありました不登校への対応の一つとして、精神対話士という人を配置しております。これは昨年10月から導入をしております。八女市でも八女市の社会福祉協議会のほうで相談員として活用されてあるという話を聞きましたので入れておりますけれども、これは学校、家庭環境や対人関係、思春期特有の悩みなどによる不登校や不登校傾向にある児童・生徒を対象に、学校や自宅に訪問し、対話や傾聴、対話による心のケアを行う精神対話士というのがございます。メンタルヘルス協会という協会が福岡のほうにありますので、そちらのほうと契約して導入をしております。

それで、中学生1名の家庭のほうに10月から関わっていただいて、月2回から4回程度、家庭のほうに入って行って、いろいろな話をされております。その結果、全然登校できなかったのが、最近は不登校がちょっとよくなってきているというような報告を学校から受けております。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー以外にそういう方を採用していただいているということ、そしてまた、改善傾向が見られるということですので、ぜひそのような方の人数を増やしていただいて、対応が広がっていけばなというふうに思います。

先ほど教育長の答弁にもありましたけれども、教室に入れられない子は保健室とかいろんな形で対応していただいているということです。それで、保健室の先生は、その子に対する対応も大事な仕事、けがとかそういうことに対する対応も大事な仕事であります。両方大切な仕事ですが、やっぱり負担が大きくなる。それとか、朝の健康観察の折に登校していない子がいたとすれば、それは必ず確認をしなければなりません。あるいは子供によっては、お迎えに行くという対策が取ればいいのかという子もいるかもしれません。それから、保護者が一緒に登校すれば登校できるというので、毎日のように保護者が一緒に登校してある方もあります。

だから、こういう細々とした対応をじっくりできる方、そういう人的な配置が求められているのではないかなと思います。スクールカウンセラーの相談体制とか、そういうのも大切ですが、日常的にそういう子供の状態に対応できるような人的な配置が求められているのではないかと思いますけど、いかがですか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

今おっしゃる不登校の子供への対応なんですけれども、出欠の確認等については、中学校においては担任ではなくて副担任がおりますので、副担任のほうで確認をしております。小

学校においては、対応する先生が学校によって違いますけれども、管理職のほうで行う学校もあれば、担任が行う学校もあるようです。

そういったことで対応しているんですけど、お迎えとか、そういったことに関しては、授業等もありますから、学校のほうでもなかなかできない環境にあります。以前は家庭教育支援員制度ということで、そういった方に1名、あるいは2名体制で各学校に入っていて、学校に来れない子供をお迎えに行って一緒に登校するとか、そういった対応をする制度がございましたけれども、現在はその方が辞められまして、なかなか後任の方が見つからなくて、今そういった制度は行っておりません。ただ、スクールソーシャルワーカーというのをその頃はまだ町で配置しておりませんでしたけれども、そういったスクールソーシャルワーカーを確保することができておりますので、今、学校のほうにスクールソーシャルワーカーの方が入っていておりまして、現在1名なんですけど、来年度については、予算をお願いして2名体制で関わっていただくような方向で進んでおります。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

やっぱり学校に必要なのは人なんですよね。いろんな御苦勞があるとお聞きしますが、人的な支援が広がるように、継続できるように取り組んでいただきたいと要望いたします。

あと、学校に登校するのが当たり前という意識がございますけれども、とにかく社会的な自立を助けるという意味で、八女市は適応指導教室という名前を持っていますけれども、「あしたば」というところがあって、広川からも4名通っているということですが、保護者の方が送迎をしてある。1人自転車で通っている子がいるともお聞きしますけれども、とにかく広川にもそういう子が通える場所をつくってほしいという声があります。町内にそのような施設があれば、社会的自立に向けた選択肢を広げることになるのではないかと思います。この点についてはいかがですか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

今、町内に適応指導教室を設置できたらというお話でありますけれども、町内に設置するとなりますと、まず、設置場所の確保が必要になってきます。そういった施設を町内に探さないといけませんし、また、そこで指導する人の配置が必要になってきます。人数的に二、三名程度そういった人の配置が必要になってくるかも分かりませんが、そういった経費的な面の課題がございます。そういったところが課題となっております。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

確かに大きな事業になりますので、人的にも場所的にも検討すべき課題が大きいかなというのは理解します。ある保護者さんから、ちょっと不登校ぎみなので、相談を受けたいということで小学校に申込みをしたら、1か月先しか予約ができなかった。それで、「あした

ば」は相談室を持っていますので、そこに相談に行ったんだというお話を聞きました。そういう場所ができれば、相談機関の一つとしても、とても重要な役を果たすのではないかなと思います。

あと、不登校児童・生徒の対応について、オンラインというか、ICTの活用というのを言われていますけれども、これについても、実行しようと思えば人的な配置が必要になってきます。保護者の声、保護者も本当に悩んであると思いますし、何よりも不登校の子供たちは学校に行きたい、けど行けない、だから、そんな自分が嫌だという気持ちを持っているのではないかなと思うんですね。保護者の声、それから、不登校児の声をじっくり聞いていただいて、それを支援する体制の強化に努めていただきたいと思います。

最後に、教育長にお尋ねいたします。

不登校は、不登校児童・生徒だけの問題ではなく、学校の在り方の問題に関わっているというふうに考えています。これは広川の学校が特別だということではなくて、日本の教育政策に関わること、テストとか、学力重視、競争主義の教育、そして、教育予算の低さ、1学級の人数の多さ、教員の働き方など、大きな問題が山積みです。その中で、先生方も子供さんも生きづらさを感じているのではないのでしょうか。

来年、広川中学校に上がる子供さんを持っていらっしゃる保護者の方から、うちの子は制服を着ることができなくて、今でもポロシャツで通っているんだと。だから、中学校に行ったときには制服を着るというふうになって、制服を着て登校できるだろうかとというふうに心配をしてありました。また、テストの前になるとすごく緊張しているという中学生の方の声も聞きました。

もちろんこんな御相談があれば、学校も教育委員会のほうも丁寧に対応していただけるものと思いますが、そういう困った感を伝えることはしないけれども、もっと多くの方が困った感、生きづらさを感じているということはないのでしょうか。全ての子が安心して通える学校づくりのために、少しずつでもできることから学校の在り方を見直すべきではないかと考えますけど、教育長、いかがでしょうか。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（富山拓二郎）

まずは学校という場が魅力ある場になる、これが一番大きな問題だと思っています。やはり児童・生徒との信頼関係の構築をいかに図るのか、そこがまず安心で充実感の得られるような活動の場としていくこと、これがまず第1点であるというふうに思っております。そのためにも、いじめや暴力を許さないといった毅然とした態度で適切な指導を行うような、そういった職員集団を学校長がリーダーシップを図り、そして、学校経営を行っていく、このことを学校全体で組織的に取り組んでいく、そういった学校づくりを小・中学校ともに目指していきたいと思っております。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

実際、来年度からは2学期制もスタートいたしますし、中学校のトイレ個室への生理用品配置も始めていただいています。広川はそういうふうに進んで取り組んでいらっしゃるとい

うことは自覚しております。全国的には、あと、校則の見直しとか、制服の選択制とか、子供に直接は関係ないですけど、PTAの在り方についても大きな変化が生まれていると思います。本当に子供たちとの信頼関係をつくる上でも、保護者との信頼関係をつくる上でも、ぜひそこら辺も検討していただきたいと思います。

弱い立場の子が過ごしやすい学校というのは、全ての子供たちが過ごしやすい学校だと考えます。保護者の声に耳を傾け、学校現場の先生たちの声に耳を傾けて、安心して過ごせる学校、人のぬくもりの感じられる学校づくりを切にお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野村泰也）

暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（野村泰也）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番栗原福裕君の登壇を求めます。

○4番（栗原福裕）

おはようございます。4番栗原です。町内小・中学校における新型コロナウイルス感染症対策等について、通告書のとおり2つの項目について質問をいたします。

まず、各学校における学級閉鎖の状況についてお伺いいたします。

今年に入り、全国的にオミクロン株などにより新型コロナウイルス感染症が拡大しております。本町においても、毎日のように感染者が確認されているところです。その中で、小・中学校の児童や生徒への感染も確認され、学級閉鎖等の措置が取られているところでございます。

これまでの小・中学校における感染者の状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

また、学級閉鎖を行われた状況等についてもお伺いいたしますので、よろしくお伺いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策の一つとして考えられるGIGAスクール構想に基づくオンライン授業についてお伺いいたします。

今年2月2日、10日の西日本新聞にオンライン授業に関する記事が掲載されておりました。その中に、オンライン授業については、Wi-Fi環境等が整っていない家庭等があるとして、本町や八女市などはオンライン授業は行っていないと新聞に掲載されておりました。

教育委員会のほうでも児童や生徒を通じWi-Fi環境等を調査されているようですが、現在の環境状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

また、今後も新型コロナウイルス感染症が続きますと学級閉鎖等が考えられます。2月10日の新聞には自治体間での差、保護者の戸惑いやオンライン授業の要望等が掲載されておりました。私もオンライン授業はGIGAスクール構想の一環であり、必要と考えますが、教育委員会としてどう対処されるのか、お伺いいたします。

なお、質問席で数点個別の質問を行いますので、よろしくお伺いいたします。

以上です。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（富山拓二郎）

それでは、ただいまの栗原議員の御質問に対して回答いたします。

各学校における新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖の状況等についてお答えいたします。

3学期が始まりまして、2月末までの感染状況は上広川小学校7名、中広川小学校48名、下広川小学校12名、広川中学校16名の感染が学校から報告されております。

学級閉鎖につきましては、上広川小学校が2学級、中広川小学校が7学級、このうち6年生の2学級が学級閉鎖となりましたので、その時点で学年閉鎖としております。続いて、下広川小学校は1学級、広川中学校においては学級閉鎖は行われておりません。

続いて、GIGAスクール構想に基づくオンライン授業についての御質問にお答えいたします。

Wi-Fi等の環境状況につきましては、現在、学校のWi-Fi環境は整っております。

各家庭の環境につきましては、年度内に3回程度のタブレットの持ち帰りを行い、動作確認を行うようにしております。現在、2回目の持ち帰りを行った結果、上広川小学校で6世帯、中広川小学校で23世帯、下広川小学校で4世帯、広川中学校で4世帯がWi-Fi等の環境がないなどの理由で接続できない状況が分かっております。

接続できない理由としては、Wi-Fiルーターがない世帯のほかに、ルーターの故障、接続する仕方が分からない、親のスマホを介して接続するテザリングしかなく保護者が不在時は使えないなど、様々な理由があるようです。3回目の持ち帰り調査結果が3月中旬には分かる予定ですので、ほぼ正確な数が各学校から報告されると思います。

次に、オンライン授業についてお答えいたします。

今年度はまだオンラインの授業は考えておりません。先ほど説明いたしましたように、家庭でのWi-Fi等の環境の調査を行いながら、様々な活用法を試していこうと考えております。現在、学校でも活用しておりますドリルが家庭学習としてきちんと作動するのか、学習用動画を配信してうまく作動するのか、学校から担任が配信する映像とのやり取りがうまくできるのかなどといったことを、現在、各学校で期間を設けながら行っております。これは現在の持ち帰りの中で様々な学校が創意工夫して行っているところでございます。

また、教員もそのようなことを行いながら、今後、コロナの感染が拡大し、オンライン授業が必要となった際に、タブレットを活用してどのような学習をどのような方法で行ったらよいのか、現在、環境調査を行いながら試しております。

ちなみに、今、下広川小学校では1学級の学級閉鎖を行っておりますけれども、現在、タブレットを持ち帰りまして朝の出席確認等を試行しておるところでございます。

環境調査終了後も各学校でタブレットを持ち帰り、様々な活用を行いながら教員も技術を高めていき、今年度中には全教員がオンライン授業をできるような技術を習得できるようにしたいと考えております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

4番栗原福裕君。

○4番（栗原福裕）

今、学級閉鎖等の状況等も報告をしていただきました。かなりな人数が上がっているようです。特に、中広川小学校については児童数も多いということで、こういうふうな状況に

なっているかと思えます。

そこですが、先ほどの回答の中で、教育長のほうから広川中学校のほうは感染者は出たが実施していないというふうなことでございましたが、学級閉鎖を行う判断基準、また、学級閉鎖を解除する場合の基準等は教育委員会のほうで設けてあるのか、お伺いします。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

学級閉鎖の判断基準についての御質問ですけれども、この学級閉鎖の基準につきましては、国のガイドラインに従って行っております。まず1つ目は、同一の学級において複数の児童・生徒等の感染が判明した場合です。2つ目に、感染が確認された者が1人であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合、3つ目に、1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合、4つ目に、その他、設置者が必要と判断した場合となっております。

以上のいずれかの場合に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施しております。

なお、学級閉鎖をする期間としては5日から7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童・生徒等への影響等を踏まえて判断をすることとしております。

また、閉鎖解除の基準につきましては、5日から7日程度後に解除することになりますが、感染の拡大状況、児童・生徒の出欠の状況等を踏まえ、その時点で再度判断することとしております。

以上です。

○議長（野村泰也）

4番栗原福裕君。

○4番（栗原福裕）

今、次長の回答では国のガイドラインに沿って判断をしているというのが基本のようです。

これからも続くような気がするわけですね。国のガイドラインじゃなしに、児童・生徒への感染拡大防止のためにも、町教育委員会独自の考え方で、やはりするべきところはしていくというようなことが私は大事じゃなかろうかと考えております。

先ほどかなりの児童・生徒が感染しておりますが、その中で重症化になったというようなことはお聞きになっておられませんか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

今のところ学校のほうからそのような重症になった子供がいるという報告はあっておりません。

以上です。

○議長（野村泰也）

4番栗原福裕君。

○4番（栗原福裕）

ありがとうございました。

先ほど江藤議員の質問にもありましたが、発症した場合、中広川小学校の場合、私も学校まで子供たちと一緒に歩いておりますが、学級閉鎖があったというようなことで来ていない児童もあるようです。その中で、第1回目の6年生の学級閉鎖があった時点においては、小学校の体育館に集めてPCR検査等が実施されていたようです。うちの孫が自宅待機になったときには、そういうことがなかったわけです。

江藤議員の質問にもございましたが、そういう検査キットの不足なのか、そこら辺りがどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

先ほど江藤議員の質問に対しての福祉課長の回答と重複する部分もありますけれども、昨年はそういった感染者もそう多くなかったので、感染者が出た場合は保健所から来ていただいて、そのクラス、濃厚接触者等の検査を行ってございましたけれども、今年1月に入って、その時点では保健所による検査が行われておりましたけれども、感染が拡大するにつれて保健所の対応が間に合わなくなっております。その対応状況が変わりまして、現在では学校内の感染対策がしっかり行われておりますので、濃厚接触者に当たるような状況ではないと保健所のほうも判断をされております。それで、学校での児童・生徒への抗体検査は行われないうようになっております。

以上です。

○議長（野村泰也）

4番栗原福裕君。

○4番（栗原福裕）

分かりました。

学校で感染が発生した場合、学級閉鎖後の校内消毒等はどうされているのか、お伺いします。

たまたま昨日、私の孫を保育園に迎えに行ったときに、保育士さんが机や椅子とか窓ガラスあたりを拭いてありました。1日何回ぐらいされてありますかとお聞きしたら、これに追われておりますということで、その都度されてあるようです。

そういうふうなところで、学校のほうではどうされてあるのか、お伺いいたします。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

校内の消毒につきましては、町で消毒作業員さんを雇っております。それで、毎日、校舎内の消毒作業が行われております。子供たちがよく触るような部分ですね、水道の蛇口ですとか手すりとか、そういったものの消毒を行っていただいております。

学級閉鎖を行った学級についても、消毒作業員さん、それと、教職員のほうが丁寧に消毒作業を行っております。

それと、感染対策につきましても行っております。健康観察の徹底ですとか、マスク着用、手洗い徹底、換気の徹底とか、そういったものについても感染対策を行っているところです。以上です。

○議長（野村泰也）

4 番栗原福裕君。

○4 番（栗原福裕）

ぜひとも感染対策に万全な取組をよろしくお願ひしたいと思います。

新聞記事にもあったわけなんです、保護者から学級閉鎖による授業の遅れが懸念されるというような記事も掲載されておりました。本町では授業の遅れ等が発生していないのか、また、授業の遅れがあった場合どう対処されるのか、お伺ひいたします。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

現在のところ授業の遅れについての報告は学校のほうからはあっておりません。また、授業時数についても足りている状況でございます。

今後、遅れが出てきた場合については、5時間授業を6時間にしたり、土曜授業を考えたりにして、学校の状況に合わせて調整が必要になると考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

4 番栗原福裕君。

○4 番（栗原福裕）

今、次長のほうでは授業の遅れはないということですが、うちの孫あたりも5日から1週間程度、その間、やはり授業がなかったわけですね。学校に通い始めても通常の時間割で授業を受けているようですが、授業内容を密にされて、濃くされて対処されているのか分かりませんが、本当に発生していないのか、ちょっと懸念しているところです。ここは学校のほうにもう一度確認等をお願いしたいと思います。

次に、オンライン授業についてお伺ひします。

今、各学校ごとのWi-Fi環境については答弁がございましたが、かなり整っていないところが少ないような気がするわけなんです、実際こういうふうな状態なんですか。自分たちの地域でちょっと聞いた中でも、うちはそういうWi-Fi環境は設置していませんか、そういうふうなこともお聞きしますが、再度確認したいと思います。お願いします。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

先ほどの教育長の答弁と重なりますけれども、家庭内の環境については調査をしております、現在2回の調査を行っている段階で、上広川小学校で6世帯、中広川小学校で23世帯、下広川小学校で4世帯、広川中学校で4世帯ということですので、兄弟がおられる場合はそこにまた兄弟の数が増えてきますけど、世帯数でしますと、つながらない状態が今言った世帯ということになりますので、Wi-Fi環境がないところプラス故障とか、接続する仕方が分からない、そういった理由も含まれておりますので、調査の段階ではそういうことで学校から上がっています。

以上です。

○議長（野村泰也）

4 番栗原福裕君。

○4 番（栗原福裕）

ありがとうございました。

久留米市等ではオンライン授業が実施されているようですが、教育委員会としてオンライン授業を実施された場合の課題、そういうふうなものについてどう捉えてあるのか、お伺いいたします。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

オンライン授業につきましては、先ほど教育長の答弁にありましたように、今年度中には予定はしていないけれども、今年度中にいろいろ研修とかをしまして、来年度には実施する予定で考えておるところです。

ただ、オンライン授業に当たっては、いろいろ様々な課題があるようです。筑後地区で同じタブレット、機種を使っている自治体の協議会といいますか、そういった会議が数回あっておりますので、その中で出た意見としましては、低学年は保護者がいないと操作が分からなくなったり、不具合などが起きたりした場合が難しいとか、タブレットの使用時間が守れない、また、学習以外に使っている子供もいるということです。それと、情報セキュリティの指導は学校のほうで行っているが、その制限をくぐり抜けて有害なサイトへアクセスを行う者もあるということです。長時間になると子供の集中力がもたない、特に、低学年は飽きてしまう。それと、テザリングですね、先ほど説明しましたスマートフォンなどのモバイルデータを使ってタブレット端末などをインターネットに接続する機能がありますけれども、そういったことでつなぐ場合、ギガ数が減りますので、そこでせずにコンビニ等のフリーWi-Fiにつないで学習外のことをする子供が出てきたということです。それとか、現在はWi-Fi環境がない家庭にはモバイルWi-Fiを貸し出しておりますが、今後どのようにしていくのかというのも課題で上がっているようです。それとか、教員の知識や技能に課題があるというような内容になっております。広川町においても同じような課題があるかと思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

4 番栗原福裕君。

○4 番（栗原福裕）

今、次長のほうから課題等についても回答いただきました。私もいろいろ調べたところ、次長と同じような内容があっていたようです。

その中の一つとして、教育委員会と学校現場の温度差があってはならないというようなことがありました。現場がそういうふうな授業については対応するわけですね。教育委員会としても、そのバックアップをやっていただきたいというようなことが大きいと思います。特に、GIGAスクール構想においては、ICTを活用した教材やカリキュラム等の用意が必要と考えますので、これを推進していくためにはバックアップをぜひともよろしくお願いいたしますと思います。

最後になりますが、このオンライン授業を進めるにはWi-Fi環境を整えるということ

が大事だと考えます。そこで、久留米市等でもそういうWi-Fi環境が整っていないところもあるかと思えます。経費等もかかるかと思えますが、ポケットWi-Fiとか、そういうふうなものの貸出し等は考えられないか、検討されてあるかどうか、お伺いいたします。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

ポケットWi-Fiにつきましては、先ほどの課題の中でも挙げましたけれども、ポケットWi-Fiをもし貸し出した場合、学校のタブレット以外に個人のスマホも使用できることとなります。毎月の通信料が発生しますので、そういった負担も町が負担するとすると、公平性の点を考えますとできないのではないかということを考えております。

ただ、経済的な理由で就学が困難な世帯につきましては、準要保護の申請がございますので、そういった世帯に該当されますと、通信費の項目が入っております。ですから、そういった通信費を就学援助費の中から支給することができますので、低所得者に対してはそういった対応はできると思えますが、そういったことに該当されない世帯については、環境をできるだけ整えていただきたいんですけれども、難しい場合は学校に登校して、学校で授業を受けるような対応をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

4番栗原福裕君。

○4番（栗原福裕）

ぜひとも環境を整える方策を考えていただきまして、オンライン授業等が進むような体制をつくっていただきたいと思えます。

町内学校現場における新型コロナウイルス感染症対策等が万全に執り行われることをお願いし、一刻も早いコロナ感染症の終息をお祈りし、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（野村泰也）

次に、9番池尻浩一君の登壇を求めます。

○9番（池尻浩一）

9番池尻です。まず、町のICT環境整備について、施政方針にもたくさん出ておりましたので、質問しやすくなりました。

これについては、第4次総合計画においても、情報化の推進として、いつでも、どこでも、何でも、誰でもが気軽にネットワークを利用できる情報化の実現に向けた取組を行うとしております。内容として、情報発信の強化、社会保障・税番号制度の推進、電子自治体の構築を主要施策として進めています。住民に対し、利便性や安全性の理解促進に取り組むとあります。

そのような中、令和3年9月の定例議会補正予算において、地域コミュニティ施設等デジタル化推進事業が承認され、コロナ禍においてオンライン形式の活用を後押しし、今後も「新しい生活様式」として普及、定着していくことを見込んで、行政区を対象としたオンライン化の実現に向け、実施されました。これにおいては、本当に日本国中で期待され、進められている事業でもありますが、それからしばらくして、広川町では思うように進んでいな

いという話を聞いております。事業の経過、進捗状況がどのようなか、伺いたいと思います。

同様に、「いこっと」の研修室のネット環境整備も行われています。防災、住民サービスの意味合いから、避難場所に指定されているところ、会議等に利用されている施設への整備は必須とも言える時代です。以前質問したときは、まだまだ時期尚早と言われ、光ケーブルが進められている段階だったと思いますが、まだまだかと考えを収めたときもありました。Wi-Fi等設置について今の町の考えはどのようなか、伺いたいと思います。

次に、小・中学生の体力状況についてです。

同様に、施政方針の中の「人が育つ、人を育てるまち」「人と人とが支え合うまち」でも一部触れていただきました。現在、コロナ禍において、また、住民全てにおいて運動不足による体力の低下が心配されております。

ちょうど3月1日から8日まで、今日までが女性の健康週間となっております。自宅でできる体操、外での安全環境下においてのウォーキング等を推奨しながら対応されていますが、スポーツは健康で長生きするための体づくりはもとより、メンタル維持、心の発達にも大きく影響を受けるものとされています。健康寿命の観点からも、子供の頃に運動に慣れていない人の大半は大人になっても運動はしない、そういった傾向があり、早くから取り組むことが大事とされています。これを健康状態の持ち越し効果というそうです。

12月の定例議会の江藤議員の質問の中で、加齢性の難聴は血管の老化が原因の一つであり、生活習慣の改善が必要ということがありました。これも食生活や運動による健康の維持が必要ということにつながっております。

そのような中、小・中学生のスポーツにおける環境状況はどのようなか。体力テストのお手伝いに行ったときに、50メートル走を真っすぐ走れない、左右のバランスが著しく狂っている、立ち幅跳びでうまく着地できない、突っかかって膝から着地するような子供、ボールを投げられない、そのような子供がたくさん見られました。スポーツならずとも、いかに運動、体を動かす機会が少ないかを感じられる場面でした。

小学校では休み時間の外遊び等も進められていますが、実際、現場の状況というのはどのようなか、伺います。

また、コロナ禍で自粛を余儀なくされているスポーツ団体の活動について、成人のほうでも県民体育大会の中止や壮年ソフト、町民体育大会の中止といった中、少年スポーツ団体においても活動の中止、体験会などの募集もできなく、部員の確保というものが難しい状況にあります。周辺の小学校でも、少子化と相まってスポーツ団体の統廃合が行われています。スポーツチームの廃部は、再開するに当たり、必要プレーヤー数の確保、世話役の確保、チーム全体運営のシステムの構築、道具購入費、地域団体への加入、その他もろもろ、大変なエネルギーを必要とします。また、スポーツ経験者が育たないということは、今後の指導者不足につながり、健康づくりに対しても、スポーツの活性に対しても、多方面でも負の連鎖を起こしてしまいます。

コロナ禍で本来並行して取り組むべきかと思いますが、現状、落ち着くまでは致し方ない状況でもあります。支援というものを即対応できる準備、内容は必要と感じております。以上について町の考えを伺いたいと思います。

あとは質問席にて答弁をいただきます。よろしく申し上げます。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

池尻議員の質問の中の町のICTの環境整備についてお答えいたします。

地域コミュニティ施設等デジタル化推進事業の経過について御説明いたします。

まず、令和3年8月11日に区長会理事会において、事業の大きな目的である感染症の感染防止と地域活動の継続の両立について御説明申し上げ、そのための新たな補助制度に関する事業案を説明したところ、理事の皆さんからその趣旨や必要性について賛同をいただきましたので、10月8日、全区長、分館長を対象とした事業説明会を2回に分けて開催し、同様の説明を行っております。

区関係者への勉強会として、10月25日、地域活動におけるオンライン活用の実践事例講座を、11月、12月にかけて3日間、地域活動オンライン化導入講座を開催しております。区役員、サロン関係者、民生委員やボランティア関係者から延べ77名の参加がありました。中には、この講座自体にオンラインで参加したいと希望され、自宅から参加された方もおられます。また、全ての会に社会福祉協議会のサロン支援員、町教育委員会の地域活動指導員が参加しており、今後、地域における活動をサポートできるような人材育成についても同時に行なってきております。

次に、行政区が行う環境整備に対する地域活動オンライン化等促進事業補助金の進捗につきまして御説明いたします。

これまでに11行政区から申請をいただき、既に5行政区が事業を完了しております。内容を見ますと、その多くがパソコン、タブレットほかの関連機器、空気清浄機の購入など、公民館における環境整備に取り組んでいただきました。ただ、多くの地区からインターネット通信を契約するかどうかは今後の使用状況によって検討したいという御意見をいただきましたので、町としては、町が保有するモバイルWi-Fiを活用し、無償で貸し出す制度の新設を検討しております。

また、今回の補助金は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しておりますが、繰越予算と次年度交付金を活用して事業を継続することとしております。加えて、地域の方々の御協力や社会福祉協議会との連携を得ながら、サロン等でオンライン化を導入してみる実証実験を幾つかの地区で行い、経験の蓄積や課題抽出に取り組み、町内全体で地域活動のオンライン化に関するノウハウを共有し、環境整備に取り組んでいただく地区を増やしていきたいと考えております。

最後に、指定避難所、会議等利用施設へのWi-Fi設置の予定ですが、避難所として主に使用している各小学校については、令和2年度に災害時にも利用できるWi-Fi環境の整備を行っております。その他の避難所については、必要に応じてモバイルWi-Fiで対応するようにしています。町民交流センターの研修室は会議や研修などを行う際に利用できるモバイルWi-Fiの貸出しを2月21日より開始しております。そのほかの公共施設におきましては、産業展示会館は既に一般の方向けにインターネットを提供しております。はなやぎの里もインターネット環境の整備は終えておりますが、現在のところ一般の方向けに開放はしておらず、様々な利用者がおられますので、どの程度の範囲まで提供すべきか、検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（富山拓二郎）

ただいまの池尻議員の御質問に対して回答させていただきます。

小・中学生の体力状況についての御質問にお答えいたします。

小・中学生の体力の状況につきましては、例年、全国体力・運動能力、運動習慣等調査が行われております。令和2年度はコロナ禍の中、実施できませんでしたが、昨年5月から6月に行われた令和3年度全国体力・運動能力調査の結果では、全国の体力合計点は令和元年度に比べ、小中男女ともに低下しております。本町の小学5年生は男女ともにほぼ全国平均を上回りました。また、七、八年前と比較すると小学校男女ともに体力は向上しております。中学校2年生におきましては、男女ともに握力は全国平均を上回っていますが、そのほかの種目につきましては全国平均には届いておりません。合計点におきましては、七、八年前の合計点と大きな差はございません。

広川町では、体育支援サポーター事業の実施により、小学生の陸上や水泳、器械体操等の体育授業の中で技術指導を行っております。また、各学校では体力テストの結果を分析し、課題克服に向けた体力づくりを行っております。朝活動や休み時間等、日々の外遊びを奨励する中で、運動能力を高めるために、登り棒や鉄棒などの遊具を活用したコースをつくり、休み時間に利用するなどの工夫をしている学校もあります。それぞれの学校で学校独自の体力向上に取り組んでおるところでございます。

次に、スポーツ団体への支援についての御質問にお答えいたします。

施設面では、スポーツ団体が活動できるよう社会体育の施設や設備の整備に努めております。広川球場などの社会体育施設のほかにも、学校施設を開放し社会体育施設とし、より多くの団体が施設を利用できる体制を整えております。子供の団体が施設を利用する場合は、優先的に施設予約ができるよう長期借用申請や使用料免除の制度を設けて利用団体の支援を行っております。また、町体育協会に加盟されている団体につきましては、町からの補助金を交付して団体運営を支援しております。さらに、全国的規模の大会に町の代表として参加される個人や団体にも補助金を交付して活動支援をしているところです。

スポーツ団体の広報等についても、毎年発行している生涯学習情報誌で自主サークルなどを紹介して広報活動の支援をしております。

今後も引き続きスポーツ団体への支援に努めたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

まず、ICTの環境整備のほうについて御質問させていただきます。

議会を 통해서から区長、分館長、また、民生委員さんとか、そのようなサロン活動の協力者等を中心に説明を行っていただいたということですが、ただ、サロンについては、さっき答弁のとおり、実用化に向けた行動を行いたいという答弁もいただきました。

ただ、実際利活用するのは、今後、壮年会や子ども会、少年団の保護者等は考えられなかったのか。実際、11行政区が参加ということで、これは町が見越していたとおりの結果

だったのか。本来、もう少し参加状況をたくさん見越していたのではないかとこのころですが、まず、参加者の説明に関しての状況というのを伺いたと思います。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

9月にコロナの交付金を活用し、地域での交流なり会議等が進められない中で、こういうオンラインを活用しての事業を進められないかということで計画をさせていただき、町長答弁にもありましたように、区長会の理事会にまず趣旨の御説明をさせていただきまして、そのときは理事会でしたので、区長さん方全員の御意見はお聞きできなかったんですが、そこにお越しいただいた理事の皆さんからは、今からの時代、やっぱりそういうものが必要だろうという御賛同をいただきましたので、全区長さん、それから分館長さんにおいでいただきまして説明会をさせていただいたところでした。

区長、分館長さんへの説明会の中では、やはり年代的にも区の役員の皆様は年齢層が高くいらっしゃると思いますので、なかなか内容把握されるのも難しい方もいらっしゃいました。その中で、各区への説明を、少年団なり、そういう利用に慣れてある年代層への説明も検討すべきではございましたが、期間的にもそういう年代へ直接的なアプローチ、説明には至っておりません。

その後、開催いたしました機器の使い方であるとか活用実践の講座の中におきましては、行政区のほうからはそういう年代層の方が参加された区もございます。特に、サロン等で活用したいということで民生委員さんやサロン関係者の方の参加はいただいております。

あと、予算的には確かに全行政区の予算のほうを確保させていただいておりますが、当初、担当者等と話をしていた中では、期間も短い中で、確かに全行政区一斉に手を挙げていただくというのは実際は想定しておりませんでした。補助の関係で単年度になるか、継続してできるかというところは定かではございませんでしたけれども、今回、11行政区のほうから申請をいただいたところの数字につきましては、予想以上といいますか、多くの行政区のほうで理解をいただき、取り組んでいただいたと担当のほうとしては実感しているところでございます。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

実際、このコロナ禍の中で説明をと、十分に浸透させるというのは本当に難しいところだったかと思われま。ただ、とにかく町がつくって下に下ろして行って、意見を広く聞くというタイミングはもう少しできたかとも思います。

今回、この事業自体が令和3年、一応予定じゃ期限付きの補助事業とはなっていましたが、今後進めるに当たって、事業の継続、また、予算の継続というのは、また予算審議がありますけれども、それはできているのでしょうか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

先ほど申しましたように、コロナの交付金を活用させていただいております。コロナの交付金のほうが今年度、2年度配分予算の全体事業を精査いたしました中で、繰越しをすべき金額も出てきましたので、その部分についてはデジタル化事業の補助金を繰越しさせていただいております。

それから、令和4年度につきましても、国の交付金のほうが3年度の翌債といたしましてついております分が4年度交付になりますので、そちらを活用して、4年度も継続して事業を実施し、先ほど町長答弁にもありましたように、今後、使い方が慣れていच्छやるといいますか、そういうところへのアプローチと、今年度実施していただいております各行政区のほうに使い方の支援といいますか、モデル地区なりを設定いたしまして、そういう活動をしていただきまして、未設置の行政区にもそういう情報を提供いたしまして、町内全体が取り組んでいただくような施策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

特に、また事業が継続されるということは本当にありがたいことであって、当初どのような案で説明されたのか、ここは省かせてもらいますけれども、今後はとにかく利用される、利活用できる年齢層へのアプローチ、先ほど説明にもありましたけれども、そのようなことが絶対的に大事になるかと思えます。

ICTに慣れていない方への御説明ということで、先日、民生委員さんとか地域の役員の方に独居老人等の見守りが大変ということで御相談もいただきました。これに慣れたら、そういうアプリがありますよと、高齢者の見守りアプリというものも今無料でどんどん出ておりますと。あんしん365というのも、独居老人でもらくらくスマホ等は持っていらच्छやいます。一回使ったら、それがすぐスマホを利用されましたということで安全が見守られるとか、お元気ですかアプリとか、見守りサービスのいいのが出ていますと、分館長とか区長さん、民生委員さんでそういうのもできるんじゃないですかというのも今後のICTの活用が必要になってきます。そういうのを誰が誰がというのも難しいなら、公民館に設置して、それを一括で確認できるようにしたらどうですかと。皆さんスマホで使っているから、LINEというのはスマホを使うような感覚でしょうけど、普通にパソコンでもLINEのアプリは見られて、その応用というのはもっと広くできますというのも御説明させていただきました。

やはり慣れていないから、どうしても維持費用とか、そういうものも考えて、区の負担になるのではないかと。ただつけているだけでいいのかというような御質問も非常に受けて、ランニングコストがどのくらいとか、今後数年使わないんじゃないかということばかりがやはり懸念されておりました。特に、今後の活用については、利活用できる年齢層にアプローチと、また同様に人材育成というものをしていただきたいと思えますけれども、計画にはそのようなものが明確に進められているのかどうか、その辺の説明をお願いします。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

今ありました計画の部分でございますけれども、まだ具体的にどのタイミングでどの年齢層にアプローチをしていくというところまでは至っておりません。それで、具体的な部分は

ございませんが、地区を選定いたしまして、そちらへ活用の支援をしていきながら課題等を見つけて、その分析をしながら、ほかの行政区へどのようなアプローチをしていくべきか等を検討していきたいと思っております。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

これも強制して各行政区に進めるべきなのかどうかというお考えもあると思いますし、どのくらい強く進めるべきか、本当にそれが利活用できるかどうかというのはいろいろ問題点もあると思います。個人情報の問題とか、いろんなどころからセキュリティーの問題、そういうものもあつての事業でもあると思いますし、これは強制ではないにしても、今後、必要性は十分にあるということがあつての国、県が進める事業でもあると思います。今後もそういうのに乗り遅れないように、説明会等を通じて皆さんの理解を深める中で進めていただきたい事業だと思います。

「いこっと」の研修室等に設置されているということですが、それはどういった範囲で使えるのか。先ほどモバイルWi-Fiの貸出し等でということもありましたけれども、それはどのような範囲で進められていくものなのでしょうか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

町民交流センターのWi-Fi環境整備につきましては、当初はネット環境整備のために配線工事を予定して、そこに設置するようにしていたんですけども、今後どれぐらいの利用者があるか分からない、また、費用面ですね、そういったのを考慮しまして、持ち運べて違う場所にも移動できるモバイルWi-Fiルーター機器というのを購入しまして、現在、会議室でのWi-Fi環境ができるように貸出しを2月21日より始めたところです。

昨日現在では団体への貸出しが1件あったということで、ただ、今、会議室で確定申告をされておりますので、利用団体が小さい会議でしか使えないというような状況もありますので、そういった周知につきましても、各登録団体へチラシを送付したりして周知を図っているところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

ホームページ等でも周知はあつていますし、利用される方に徐々に理解していただいて利用を広めていただければと思いますけど、このモバイルWi-Fiに関しては受信状況というのは間違いないですか。広川中、ある程度のところに貸出ししても、それは可能な確認とかはできていらっしゃるんですか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

そうですね、教育委員会のほうでも試しに使いましたら、学校との通信とかもできました

し、町内各施設、古墳公園資料館についても、そこに持っていけば使えるような状況ではございますので、全部を確認したわけではございませんけれども、町民交流センターでは全部使えます。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

「いこっと」がそういう研修室として使う割合が非常に多いので、そこはどんどん進めていただきたいと思います。

また、避難所等が町でも幾つか指定されておりますが、主なところでは、特にそういったWi-Fi設置というのが避けられないような状態になっていきますし、そういったところの整備というのは、先ほど必要に応じてというような回答もありましたけど、実際のところはどのような範囲でどの程度今進んでおられるか、伺いたいと思います。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（萩尾勝昭）

主に避難所として活用しています小学校については、GIGAスクール構想で整備されたWi-Fi環境を災害時に避難者用に切り替えて、並立して使用できるような環境が整っておりますので、学校等の授業等が仮にあったとしても、使えるような状況になっております。

そのほか、主に使用しています「いこっと」については、貸出用のモバイルWi-Fi等で対応をしたいというふうに考えています。

また、はなやぎの里も時折使用しております。そういった場合についても、モバイルWi-Fiで使用していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

順次、本当にスピーディーにというか、やっと進んだなという感覚が出てきております。充実したそういったICT環境の整備というものをやっていただきたいと思いますので、今後、町にも期待したいものと思います。

では、体力状況ですけれども、まず、厚生労働省が出しております健康日本21（第二次）、これが平成25年から令和4年、今年度が最終年となっているかと思えます。同様に、いきいき健康ひろかわ21も同じような内容で出されておりますが、ここでもICT等を活用して健康情報や、国民、関係者が効果的な対策を実施すべきとされています。これはちょっと重なったところで余談になってしまいましたが、乳幼児から高齢期まで、それぞれのライフステージにおいて心身機能の向上につながる対策に取り組むと。

先ほど体力テストの結果等についても説明がありました。小学生の基準として、当初は週に3日以上、小学5年生の男子が61.5%、女子が35.9%、これを増加傾向へ持っていくというものでしたけど、これは変更がなされて、今は週60分未満の運動量の子を減らすというのが基準になっているかと思えます。これも小学5年の男子10.5%、女子24.2%とされていますが、広川町が行っていたいきいき健康ひろかわ21、これはデータの時期にもよりますけれ

ども、広川はやはりそれ以下の結果だったと思われます。実際、中学2年生では体力が低下している状況が見られるということで、もともと小学生、中学生の体力は1日1時間体を動かすと1985年の平均値に戻れるとされて目標値を決めてされていたと思います。それを補うために、以前質問したときも、民間のスポーツ団体を活用しながらやっていただきたいと。体育の時間以外で個人個人が家庭で運動をすると、そういう自主的な状況というのはなかなか生まれにくいということで、スポーツ団体の活用をさせていこうという答弁をいただいたこともあります。ただ、最近そういった子供たちのスポーツ団体が活性化しないのは、近年は保護者が子供のスポーツ活動に対し、お世話が大変、必要以上に周りの保護者とも関わりたいくないなどの理由でできないこともあっております。

先ほどの答弁の中には、金銭的、場所的なものを支援しているということですが、これはなかなか今後の運動参加にはつながらない内容ではないかなと思っております。子供たちはチームに入って活動したいのにといい気持ちも、やっぱりいろんなことでストップさせられているという状況が多い中、また、よく言われることには、運動に取り組む子と取り組まない子の二極化というのも言われていますけれども、本当は子供の活動、ひいては地域活動に関わる親、関わりたいくない親、これの極端な二極化が本来原因じゃないかなと思う状況でもあると思います。

保護者の理解、協力なしに少年スポーツは活動はできません。ですから、大切なのは保護者や地域に少年スポーツ、運動を理解、協力させる状況をつくるというのが大事かと思いますが、その辺の支援事業というのはどういった考えであるのか、伺いたいと思います。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

今言われたスポーツ団体が減っている、減少しているという背景には保護者の負担感があるというようなことを言われましたけれども、これにつきましては、それぞれスポーツクラブによって対応されているケースがあると思いますので、そういった団体については、団体内で考えていただくことかと思っております。

それで、例えば、保護者の方にアンケートを取るなりして、離れていかれる方がどういった理由で負担感を感じてあるか、そういったものについては町ですべきことではないと思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

やっぱりどこに重きを置くかということで、子供の頃からとにかくスポーツをさせることが今後の町の継続した健康づくりにつながると。健康状態に係る費用とか、住民課健康係が進めておられる内容につながるの、とにかく早いうちから取り組んでほしいと。ですから、そういうところを継続してするべきですから、本当に町がまずやっていくことと、個人個人の親がほかの保護者にどれだけ接触してそういう協力を求められるかということになると、こういうコロナ禍の中で、PTAの団体の活動とか、一緒に話す時間というのも極端に少なくなっているのは分かります。そういった中で、これもまた学校の活動とか、学校がすべき

範囲ではないにしろ、本当にそういった健康づくりのために一役買ってもら。学校も大変でしょうけど、保護者にもそういった意識づけをお願いしたいということがあってもいいんじゃないかと思えますけれども、その辺の学校の考えというのはいかがでしょうか。

また、保護者にそういうのを促すというのも大変かとも思えますけれども、今後、町が健康づくりのためには、家庭の時間的、精神的、経済的な負担をなくすためにもこれは必要なんじゃないかなということを進めるに当たり、学校の協力というのは外せないんじゃないかなと。個人的考えかもしれませんが、その辺は町の考えとしてはいかがでしょうか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

確かに子供のスポーツ団体等を通じて、子供の体力の育成とか、そういったものについては協力をいただいているところですが、学校において親の意識づけというのもありますけれども、保護者は保護者によってまた考えがあると思えます。スポーツをさせたい、あるいは文化的なことをさせたいといった思いもあるかと思えますので、そこで学校なり教育委員会からどれがいいですよということではできないと思えます。

ただ、そういったクラブ等がPRといいますか、部員募集とか、そういったものについては各学校にも現在も貼る場所を取っていただいたりしていますので、そういったことで保護者の方がそういったチラシを見られて判断をされることかなと思っているところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

確かに学校の玄関口とか、いろんな保護者の目につくところにはスポーツ団体の広告の貼付けとか、イベントの案内の配布とか、本当にその辺は御協力をいただいております。体育館とか運動場の貸出しの優先、また、無償での貸出し、これは本当にありがたく、お礼を言いたい内容ですが、では、子供たちの基準にしている体育以外での週30分以上の体を使う運動というのはどういうふうに進めていくべきですか。子供たちにそれを言っただけで、積極的に子供がそれをやるんですか。やっぱり保護者の考えとか、それをまとめて、スポーツ団体に必ず入りなさいという質問ではありません。どういった形で進めていくか。ならば、やっぱり保護者に運動の必要性とかをきちんと説明して、実行できているかという確認と、行政と学校とか担当課の連携というのは絶対的に必要かと思えますけれども、先ほどの答弁では強制できない。もちろん強制はできませんけれども、必要性をどういうふうにうたって、今後の町が出している課題の30分以上というのを実際に実行しようと、向上させようというお考えなんでしょうか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

30分以上の運動、学校内では体育の授業、また、休み時間を活用して30分以上の運動はしているかとは思っておりますけど、学校外については、そうですね、教育長の答弁にも重なりますけど、スポーツ団体の支援という形で、施設を優先的に使用でき、長期借用できると

か、使用料につきましても、一般であれば有料ですけれども、子供の団体については無料で使っていただくですとか、あと、体育協会からの奨励費ですね、補助金を交付するとか、全国大会とか九州大会に出た子供さんには補助金、そういったものも行っております。それと、生涯学習情報誌へ掲載して、その団体のPR、紹介とかも行っておりますので、今のところそういったことを考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

そのような答弁ですけど、既にスポーツクラブに入って活動している子への支援というのは、もちろん本当に目に見えて理解できています。本当に結果を出した子も広報ひろかわ等に掲載していただいて、さらに住民の気持ちをあおるようなことは本当によろしいんですけど、していない子に対する対策をいかにどうするかということがまず課題だと思いますので、そこをどうするかというのを重点的に伺っています。

運動しろ、運動しろという周りからの投げかけだけでは改善されないと思いますので、住民課も国保のために、特定健診のために、これを上げるためにはというのも本当に取り組まれました。また、広域になって、これを住民に課するのは問題外ですけども、行政の現場で取り組むところに関しては、取組内容が悪いなら交付金とかも減らすことも考えますよというような断固とした姿勢で広域のほうはやっている状況もあると思います。やっぱり真剣にするというのは、必要性をちゃんと住民に伝えて、実際そこに取り組んでいるかどうかのほうの問題かと思いますので、その辺は十分な取組をと。

とにかく既存の団体に関しては、町ができる必要十分な支援というのはいただいているものかと思います。本当に必要なのは、やっていない子供に対するハッパかけとか、子供がスポーツすることに対して、運動することに対して親がどれほど負担に思うのかということも、これはまた御家庭の考え方の問題かもしれないですけども、必要とあらば、必要性をちゃんと問うて、十分に理解させて進めるべきかと思います。

家庭内の状況とか、子供の精神的、身体的な状況とかの中で、それをもちろん無理強いさせることは全く必要ないと思いますので、その辺は町と学校現場の間できちんと取り組まないと、結局、小学校を卒業したら、はい、住民課の健康係の問題ですよみたいな感じで、そこは取り組みなさいと。20代から40代、運動が全然足りませんよと、健康数値も悪いですよと。そこを早めにしとかんけんですよというのが、いつも町のアンケートや調査の結果だと自分は伺っております。これが高齢まで続くというような状況をつくらないために、やはりそういった指導がきちんとできるような人材育成のためには、今からちゃんと充実した形で推進していくことが大事かと思っていますので、その辺はまた内容をよく進めていただかないといけないと思っています。

このようなコロナ禍の中で、それを強制的にどうかということもまたいろいろ問題はありますけれども、登壇しての自分の質問の中にも、とにかく落ち着いたら一気にきちっと進める体制づくりというのをやっていただかないと、また大変な思いをするかなと思っていますので、これは取組に期待とお願いをさせていただきたいと思います。

では、以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（野村泰也）

暫時休憩いたします。

午後0時 休憩

午後1時 再開

○議長（野村泰也）

全員おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番竹下英治君の登壇を求めます。

○3番（竹下英治）

本定例会においてウクライナに対するロシアへの抗議の決議文が提出されるということ为先ほど伺ったわけですけれども、今回のウクライナの問題で私が大きく確認できたことが2つあるんだと今考えています。

1つは、今現状、世界の中でも、それぞれの国々の国家観、そういうものが明白に俯瞰できたなというのが1つです。特に、国連においてロシア抗議の決議のとき、棄権が三十数か国、反対が5か国あったんですが、日本の近隣諸国、隣国にその5か国のうち2か国が反対する国があると。スーパーパワーの中国は棄権と。極東地域における安全保障というのは、たまたま今はヨーロッパの戦いですが、隣国の戦いなんだということを改めて認識したということであります。さらにもう一つは、いわゆる国際における組織ですね、これは国際連合、あと、NATO等の軍事同盟を含んで、全ての国際的な組織には、世界の安全を守るためには何一つ有効に万全に果たす組織はないんだということも改めて確認できたのではないかと思います。

ウクライナ問題以外にも、コロナのパンデミック、それと、多分地球温暖化の影響によるであろう災害の発生等、世界は混沌さを増しておりますけれども、これの世界に対する関与、グローバル化が進んでいく中において、こういう状況を鑑みて、日本の子供たちが、さらには広川町の子供たちが将来的にも本当に安寧で幸福に過ごせるのだろうか、ということも心配する考えを持つのは私だけではないのではないかと考えています。

文部科学省は一昨年来の学習指導要領、これを見直すに際して、児童・生徒の生きる力の育成ということに着目して、どのように社会、世界と接し、その中でよりよく生きていくかということも重要なテーマとして選んでいます。ここにおいて、やっぱり義務教育の大切さ、学校教育の大切さというものに、私としては再度思いをはせているという状況でございます。

今回、教育長には、学校の年間の指導目標である豊かな心、これについて質問をさせていただきます。

福岡県が示す義務教育に対する目標、ほかには確かな学力、それと、健やかな体があったと思いますが、私は学校の先生方はこの豊かな心の教育、醸成が最も苦慮されるのではないかと考えています。よって、今回は教育長にこの豊かな心とは何なんだということ、豊かな心はどうやって教育、醸成されているかということをお伺いしたいと思います。

特に、今回は使用する教科書、この内容が豊かな心に影響するんじゃないかという考えを僕は持っていて、質問にこれを加えていますので、教育長には御対応方よろしくお伺いしたいというふうに思っています。

それと、教育長に続きましては教職員の方々による研究指定事業についてお伺いをさせていただきます。

福岡県の重点課題研究、これについては、実は前の教育長のときから、私はどちらかというと批判的な立場から質問させていただいたマターであります。これが元年度からの3か年度の研究が無事終わりました、昨年11月、僕は呼ばれていませんけれども、研究発表会があったというふうに聞いています。よって、この福岡県の重点課題研究の成果が、それ以降、学校教育の中でどのように活用され、反映されているのか、これについてお伺いをしたいというふうに思っています。

教育長については以上です。

続きまして、町長に質問させていただきます。

まずは総合戦略、まち・ひと・しごと創生総合戦略について質問いたします。

PDC Aサイクル、つまり計画をして、執行して、執行結果を検証して、検証結果をまた計画に戻すというPDC Aサイクルを確実にこなしていくことは、行政の効果的、効率的な実施には不可欠なものであるということ論を待たないと思います。よって、令和3年度の総合戦略の実績についてどのようにチェック、評価、確認されたのかということをお伺いしたいと思います。

その中でも、私は最も重要な問題であろうと思う子供の出生に係る評価、その結果の結論はどうなったのか、それと、それに基づく今後の施策はどういうものがあるのかということについてお伺いをしたいというふうに思います。

あとは、4項目め、これは最後の大きな項目になりますけれども、上広川校区の過疎対策の推進についてお伺いします。

まず第1項目は、公園整備について質問したいと思います。

広川町の公園整備については、1人当たりの面積はまだ少ない等、まだまだ整備の途中にあるかと思っておりますけれども、その中で、下広川校区においては天津池周辺での関係する調査を行われたやに聞いております。もって、上広川校区における公園整備についてはどうなっているのかということについて聞かせていただきたいと思います。

現状、上広川校区において公園整備をどのように考えておられて、何か動きがあればお示しいただきたいというふうに思います。

最後には、国道3号バイパス、これは最後になりますが、聞かせていただきます。これについては、この前、1月に発足しました推進協議会、それと、ルート選定について聞かせていただきます。

これについては、なぜこの2項目を聞くかについて若干の御説明をさせていただきますと、ちょうど1年前、県の都市計画審議会において関係する議案が保留になったまま、もう1年を過ぎています。この前、238回の同審議会があったんですが、ここでもまた議案には上げられなかったという状況です。

この中で、これはこの前、担当課長からも全協で説明があったんですけども、なぜ議案が保留されたのかの1つが、地元の盛り上がり、それと、説明が不足していたんじゃないかということ、それと、ルートの選定が妥当だったんだろうかということでありましたから、次の2問について質問をさせていただきます。

1月に発足した国道3号バイパス推進協議会の設置の目的、趣旨、それと、その趣旨に伴う組織のつくり方の考え方、それと、つくってから2か月弱たっていますけれども、それ以降の活動、何か協議会の活動があったのであれば教えていただきたいと思います。

最後に、ルートを選定について質問いたします。

これは前の定例会で一般質問をさせていただいたときに、町長からは、上広川小学校を横切るルートについては、国がいろんなことを総合的に勘案した結果、そういうふうなルートになったと聞いているという回答を得たんですけども、他方、関連します福岡県民新聞の記事によりますと、この上広川小学校に当たるという計画は国が決定する以前から決まっていたんだと、そういうふうな内容で報道をされています。私はこの内容、ちょっと違ってはいますが、今後、町長が政務を行われる上において、どのように整合を取られていくのかということについて聞かせていただきたいというふうに思っています。

ちなみに、開陳しておきますと、前からこれは言っていますけれども、仮に町長が事前にある政治力を使っていろんな調整をされていたとしても、これが広川町の発展のためであれば、私は何ら問題はないというふうに言っています。それと、従前から小学校を建て替えるというふうに町長がおっしゃっていたのは私も一町民として聞いておりますので、福岡県民新聞の報道の中身の真偽を別に問うてはございません。ここを開陳した上で御回答をいただきたいというふうに思います。

あとは質問席にて質問をさせていただきます。以上です。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（富山拓二郎）

ただいまの竹下議員の豊かな心の育成についてという御質問についてお答えをいたします。

広川町教育大綱に豊かな心の育成として、人間性や社会性など豊かな心を育むために、特別の教科道徳を中心とした道徳教育や人権教育を通して、人権を尊重する意識の形成を図るとともに、児童・生徒一人一人の生命の大切さや善悪の判断など、人間としての基本的な倫理観や規範意識を育成するとしております。

2011年の大津市いじめ自殺問題をきっかけに、社会性や規範意識、善悪を判断する力や思いやりといった心の教育が求められるようになりましたが、あわせて、これから迎える予測困難な社会に向かう子供の育成として、自ら考え、他者と協働しながらよりよい解決策を生み出す力を育むことや、あるいはグローバルな社会に向かう子供の育成として、人間として踏まえるべき倫理観や道徳性を育むことなどの教育も求められるようになり、道徳が特別な教科として新たに導入された経緯がございます。

道徳は教科として学習指導要領に沿って進めています。まずは人間として当然踏まえておくべき感覚の醸成のため、コミュニケーション能力を身につける子供の育成が大事だと考えております。そして、その基本となるものが挨拶であり、挨拶を基本として、お互いが心を開いて積極的に人と関わるができる子供を育成すべきと考えております。

また、教科書については、文部科学省が検定し発行されているものがございますので、教育委員会として意見する立場にはございませんが、主体的で対話的で深い学びの学習活動を実現するために最も適したものを採択協議会で採択しており、各教科の目標、内容に含まれる道徳的価値を意識した指導を通して心の醸成に影響を与えるものと考えております。

また、各学校が示している豊かな心の到達目標につきましては、各校がそれぞれに重点化している内容を掲げており、適切な評価がなされていると考えておりますが、また、それぞれの子供たちの道徳性の評価につきましては、このほかにも特別な教科道徳を通して通知表

に文章で可視化し、保護者に示しているところがございます。

次に、研究指定事業についての御質問についてお答えいたします。

研究指定事業につきましては、「深く学ぶ児童生徒の育成～「振り返り」を位置付けた学習活動の工夫を通して～」という研究主題の下、小中9年間をつないで取り組む学力向上を重点課題に掲げ、令和元年度から3年間、広川中学校と中広川小学校で行いました。

その成果として、振り返りを位置付けた授業スタイルを共有し共通実践したことで、小・中学校ともにこの振り返りにより学習が分かる、大体分かるようになったと答えた児童・生徒の割合が増加しました。また、小中連携による学力向上の推進体制を構築したことで、毎日の家庭学習について小学校で学年掛けるの10分間、中学校で1時間以上取り組んでいる児童・生徒の割合が増加しております。また、学習規律の定着については、小中の統一した学習規律、スタディノート10を作成し、共通実践を行ったことで、スタディノート10を守ることができる、大体できたと答えた児童・生徒の割合が徐々に増加し、中学校では定着が進みました。

このように一定の成果を上げましたので、今後はこの成果をより確実なものとしていくため、9年間のカリキュラムに基づく授業実践を積み重ね、データとして残し、継続的に検討、改善していくとともに、上広川小学校、下広川小学校にも広げ、指導の情報共有を図りながら、町全体の学力向上に向けた共通実践につなげていけるよう活用してまいります。

あわせて、スタディノート10を基本とした学習規律及び個に応じた学習指導の手だてを考えていく際にも、当事業で得た研究成果を活用し、よりよいものとなるように進めてまいります。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

竹下議員の質問にお答えいたします。

まず、まち・ひと・しごと創生総合戦略のチェックにつきまして御説明いたします。

総合戦略の進捗管理につきましては、町職員によるプロジェクトチーム会議において、年度の目標設定、中間状況、実績見込み等について検討し、その結果を町地方創生対策本部会議で報告、協議した上で、外部有識者による懇談会で御意見をいただき、それらの結果をプロジェクトチーム会議でフィードバックすることで事業の改善に反映させる仕組みにしております。

議員御質問の令和3年度事業に関するチェックにつきましては、現在、プロジェクトチーム会議でまさに検討中の段階でありまして、今年度の成果目標に対する実績見込みの報告に加え、その要因分析に基づく次年度事業の方向性につきましても検討も行っているところで

す。

出生率及び出生数に関する分析や評価につきましても現在検討しているところですが、出生数低迷を引き起こす直接的な要因があるというわけではなく、若年層の減少や婚姻数の減少、新型コロナウイルス感染症の影響など、様々な要因が複雑に絡んで生じていると考えられます。

次年度以降も、これらの要因に対しまして、従前から取り組んでおりますように、結婚応

援の段階から支援を始め、特定不妊治療助成制度や赤ちゃん訪問など、子育て世代包括支援センターにおける妊娠期から切れ目のない支援の強化を図るとともに、子供が成長していく過程に合わせてファミリーサポートセンターや子育て支援センター、子供の遊び場などの機能を生かし、幅広く、きめの細かい子育て支援や教育環境の整備に取り組んでいきます。それを通じて、安心して子育てのできる環境を整えていくことが出生数の回復にもつながっていくものと考えております。

次に、上広川校区の過疎対策推進についてでございますが、公園整備については、本町が令和元年に実施したまちづくりアンケート調査でも今後力を入れるべき行政施策に子育て環境を挙げた町民の方が多数おられ、さらに、子育て環境を充実するため力を入れるべきことに子供の遊び場など公園の整備と回答された方が最も多くありました。さらに、地方創生の取組でも、移住・定住には結婚、出産、子育ての環境整備が重要であり、子供の遊び場整備は多くの方に望まれています。

こうした中で、町公園の配置を見ますと、多くが中広川校区に集中しており、上広川校区及び下広川校区にも公園整備を進め、町全域で子育てしやすい環境を整えたいと考えております。

上広川小学校区の公園整備に当たっては、国道3号バイパスの進捗に合わせ、道の駅構想と併せた形で検討を進めたいと考えております。

国道3号バイパスにつきましては、先日の全員協議会の折に説明したとおり、昨年11月に協議会の設立準備会を設置し、書面決議で今年1月19日に協議会を設立しております。協議会の設置は、地域の盛り上がりがないといった県の都市計画審議会の委員から出されていた指摘に対応したもので、今後、国、県及び県議会に対して要望活動を進めてまいります。また、説明不足といった御指摘もあったことから、地元説明会を再度実施する予定です。

国からルート決定の知らせがあったのは令和2年6月末であり、御指摘されている新聞社の記事がどのようなことに基づいて書かれたものかは分かりませんが、それ以前に国からルート決定の話聞いたことはございません。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

教育長に豊かな心の部分は御説明いただいて、私も町の教育大綱、これは全部読ませていただきました。何というかな、総括的な御説明をいただいたと思うんですけども、るる言葉で出てくる言葉の遊びではないんですが、不確実性の高い世界において、やっぱり子供が力強く生きていくんだと。それは幸福感を求めて、幸福感を伴ってということなんですけれども、そういった観点から豊かな心を育てるというさらにもうちょっと踏み込んだ部分が必要ではないかと思うし、今、県が示した部分からもそういうことが十分読み取れると思うんですけども、今さっき教育長が御説明いただいた部分だけでは、豊かな心としてはちょっとどうだろうか、もうちょっと踏み込む必要があるのかなと私は思ったんですが、いかがでしょうか。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（富山拓二郎）

本町の子供たちが将来、いわゆる社会や世界と向き合い、次の世代を開くために求められる資質、能力にとって、道徳性ですね、人としてよりよく生きようとする人格特性の育成が極めて重要であるというふうに考えております。

そこで、予測困難な時代を生きる中で子供たちがよりよい人生を送るためには、主体的に考え、他と共に協働しながら正しく判断し行動でき、よりよく生き抜く力を身につけることが必要であると。そのための道徳性を身につけさせること、その際、他と協働して行動する上でも最も大切なスキルは挨拶だと考えております。そういった観点から、私自身、広川中学校校長時代、その重点目標として、進んで学習、進んで挨拶、進んで部活を掲げ、学校経営を行ってきたことを申し添えておきます。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

分かりました。

今度は、僕はパンフレットでしか見ていないんですけれども、町の年度到達目標の説明を見ると、小学校においては読書をする事と、それと、やっぱり挨拶をすることと、そういうふうなことが書いてありました。中学校はもうちょっと深掘りされていて、基本的な生活習慣や規範意識、生命尊重、こういうことも述べられているんですけれども、例えば、使用する教科書、事前に申し上げたように、どちらかというと小学校においては社会科、中学校においては歴史的事項に関する教科書の中に、教科書選定については採択協議会で選ばれたもの、国が指定したものという御答弁が先ほど教育長からあったと思うんですけれども、ここで分かりづらいので若干説明させていただくと、例えば、小学校の6年生の教科書においては、4人の子供が出てきて一緒に勉強するという形なので、さくらさんノートというのがあって、これは何を書いているかという、植民地であった朝鮮の人々に対して名前を日本式に変えさせたり、これは創氏改名なんです、日本軍の兵士として徴用し戦地に送り出したりした。国民の労働力不足を補うために朝鮮や中国から多くの人々を日本に連れてきて、鉱山などで厳しい労働に当たらせたと、こういうことを書いているんですよ。それは確かに一部事実かもしれないけれども、やっぱり表現ぶりが、事実をどう伝えるかというのが非常に機微なところなんです。指定された教科書で仕方ない部分があると思うんですが、厳しい労働に当たらせたとするのは、日本人も同じ労働をしているわけですよ。創氏改名にしたって、ああいう状況の中で、自ら日本名を名乗りたいという朝鮮の方々がほとんどであったという事実。それと、戦地に送り出したとかいう話がありますけれども、日本だけなんです。植民地と僕は言いたくないんですが、いわゆる士官学校に当該国の者を入校させたりするというのは全然違うんですよ、その送り出したという感覚もですね。そういうところを書いている部分を、私はそれは教科書は仕方ないけれども、豊かな心の醸成に向かって、教える先生がその辺のところをちゃんと説明できているのかというところが、特に若い先生、私はちょっと不安感を持っているんですが、実態として教育長はどのように考えておられますか。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（富山拓二郎）

今、議員おっしゃったように、教科書の内容につきましては文部科学省の検定の基準にのっとって採用したものでございますから、国の検定基準を満たしたものであるため、その内容については私どもが意見する立場にないというふうに思っております。

ただ、いわゆる私どもが教育する場で、各教科の指導内容というのは学習指導要領が基本でございます。その学習指導要領で今回の目玉となっているのは、いわゆる主体的、対話的で深い学びを実現するというものなんですね。これからの学習活動においては、各単元の課題に気づき、教科書やタブレット等を活用して課題を多面的、多角的に考察した上で、子供たち同士が互いに学び合い、より深い学びに自己の判断へとつなげていくような授業に改善していかなくちゃならない、若い教師もやっぱりそういった授業をつくっていかなくちゃならないというふうに思っております。ですから、あくまでも教科書の一資料を単純にうのみにするのではなく、様々な資料をタブレットで探し出し、多面的、多角的に考察した上で、お互いの意見を交換して、正しい判断ができるような子供たちに導くような授業がこれから展開されていくものというふうに思っております。

今お答えしましたように、社会科の学習においても、人としてよりよく生きるために教科書の記述内容、資料等が載せられております。当時の社会背景や世界情勢などを多面的、多角的に考察させ、この單元において子供たちが時代の特色を自分の言葉で表現し、国際協調と国際平和の実現に努めることの大切さに気づかせることが大切だと思っておりますので、そういった学習指導要領にのっとった授業をきちんと行っていくように指導しております。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

ありがとうございます。

それで、その教育大綱においても、いわゆる地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正された中でも、教育の政治的中立性というのを逆に言っているんですよ。ですから、何というんですかね、教科書のところばかりに更迭しているわけではないんですけども、もう一つ例を挙げておくと、いわゆる南京事件と言われている事項については、るる述べた後に、ただし、全体像を捉えれば、どう言えばさらに研究の必要な部分があるという記述があるんですよ。こういった教科書を、あるから仕方がないんだけど、そこに間に入って政治的中立性を保つために、やっぱり教職員の役割は大きいなと思っておりますので、ひとつ教科書の選定についても教育長は絡まれると思いますから、今後の、特に社会科系の教科書の選定についてはよろしく御考察をいただくとともに、先生方への教育の普及を徹底していただきたいと思っております。

豊かな心は、僕は非常に大切な項目である。学力も大切だし、健やかな体も大切なんだけど、特に重要だと思っておりますので、今後ともまた所要があったら質問させていただきたいと思っております。

あと次、研究指定事業について続けてやらせていただきます。

私はこの前から、どちらかというと否定的な立場で質問させていただいていたんですが、今回、残念ながら発表会にはお呼びもしていただけなかったんですが、紀要は頂けました。紀要の別冊の指導案も、ちょっと斜め読みのなんですが、拝見させていただいて、資料とし

ては非常に立派かなというふうに思いました。ただ、これがわざわざ教職員による3か年もかけて——中身は立派ですよ。スタディノート10も立派だし、振り返りシートも立派だし、教師指導案を見ても、数学、英語はよく練られて、私も学び道場で直接授業はしませんが、非常に参考になった部分があります。

だけど、本当にこれは教職員研究という形でしかできないのかと。これは先生方の恒常的な教育業務の中で児童・生徒に対してなされる事項ではないかというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（富山拓二郎）

研究事業は教員にとって大変大切なものでございます。ただ、この重点課題研究指定というのは、本町だけの取組ではなくて、福岡県全体の9か年を通した、小中を一貫した取組のモデル的なものをつくり出していくという目的もございます。そういった意味では、この広川町の小・中学校が取り組んだことというのは非常に大きな意義があるというふうに考えております。

また、この取組を通して、今、本町では、いわゆるコミュニティ・スクールを校区型のもので取り組んでおります。地域、家庭と一体となった教育を行っていくといった意味では非常に大切な部分でございます。今後、やはり小中が同じ子供像を共有して、小中9か年を通した教育を上広川小学校、中広川小学校、下広川小学校、広川中学校という形でつくり上げていくためには非常に重要な取組だったというふうに考えております。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

県の重点課題研究を非難しているわけじゃないんです。ただ、それを何でうちの町が手を挙げたかと。うちの町の学校の状況、学校教育の現場の状況から、前の教育長に聞いても、僕はあんまり的を射た回答はいただけなかったと認識しているんですが、そういうニーズが実態としてあったのかということが問題であって、確かに学力・学習状況調査で、僕はそれが必ずしも重要だとは思わないけれども、小学校では全国よりいいけど、中学校になったら下がっていますねと、だから9か年で何とかというところも出てきたということは承知しているんですけれども、何でうちの町がそこをセレクトしなければいけなかったかというところが不透明であるので、今の教育長はそのときの教育長ではあられないので、回答は結構でございますけれども、そういうことを思っています。

それと、教科書選定については——すみません、この指定研究の話なんですけれども、私はどちらかというと、先ほどの豊かな心、あっちのほうが各学校、先生方にとっては共通した概念が、学力の向上とか健やかな体のほうは比較的共通的な概念が持てるかもしれんけれども、この豊かな心とか、そういうのがなかなか難しいかなと私は思っていて、そういうのを逆に町で指定研究されたらどうかなと思っていますので、これは提言として申し上げさせていただきます。

ちょっと時間が迫っていますので、教育委員会についてはエンドレスなんですけれども、ここで切らせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

続きまして、町長に対してよろしゅうございますか。

○議長（野村泰也）

どうぞ。

○3番（竹下英治）続

P D C Aサイクルの件は、町長の御説明で大体理解したんですが、1個だけ質問したいのは、では、令和3年度の分析は今からされている、まさにi n gだという御回答だったんですが、4年度の予算編成との関係をどのように説明されるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

3年度のチェックについては今現在進行中でございますので、ただ、4年度の予算編成につきましても、予算編成作業については年内、12月ぐらいから入ってきております。それで、予算編成につきましても、各課からの予算要求を積み上げていくこととなっておりますけれども、その中で、各担当においては、この地方創生総合戦略については今がチェックの段階ですけれども、中間なりでやってきた部分を基にして、次年度への予算要求施策のほうには各課のほうで考えて予算要求をしているものと考えております。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

今回、予算議会なんですよね。そのときに、やっぱり実績をどう反映したかというのは非常に大切な話なので、今、課長から御説明いただいておおむね理解はしたんですけれども、あと、P D C Aサイクルが非常に重要だというのは、執行部のほうから過去多くの言葉があったことを私は記憶しているんですよね。実態に伴った予算編成もしていただかないといけないし、例えば、1年飛ぶんだと。例えば、令和2年度の分析が終わって、3年度を見据えながら4年度に反映していますとか、そういうたびしつとした御説明をいただければそれなりに理解したし、総合計画も3か年だったですかね——ごめんなさい、総合計画が今回は短い3か年ですかね。そのタームで考えているとか、そういう御説明をいただければ納得するんですけれども、今回、予算説明がありますから、今度、総務産業委員になって、心機一転また頑張りたいと思っていますので、そこでお伺いしたいと思います。

ちょっと時間が迫っておりますので、公園については、先ほど町長から御説明いただいたとおり、将来、国道3号バイパスができて、道の駅構想、できれば本当にいいと思っているんですが、併せて公園整備も考えているという御説明があったので、ぜひ上広川校区についても公園を整備していただきたいと思います。

最後に、国道3号バイパスについてお伺いさせていただきます。

町長がおっしゃるように、私も福岡県民新聞がこれは前から決まっていたというような記事の書きぶりはやっぱりおかしいと思うんですよね。なぜかという、権限は国にあるので、国が決めないといけないということなんです。町長の先般の答弁もまさにそのとおりで、国が総合的に勘察した結果、先ほど町長がおっしゃったタイミングで、去年6月だったですかね、決めましたということは、いわゆる権限とか行政上の動きとして私は正しいというふうに理解しているんです。

ところが、県の都市計画審議会はそれで通らないから、今、議案が保留になっているというふうに私は考えています。だから、私が町長に問うたのは、国道3号バイパスを実現するために、今後、町長が行われる政務でそれをどう整合を取っていかれる業務をやられるかということをお伺いしていますので、もう一回お答えいただきたいと思います。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

今、協議会を発足させて、会長は八女市長、副会長は私というふうになっております。先般、県議会の自民党県議団に要請に行っていました。この次は県知事、県議会議長に要請に行くように今計画をしておりますというふうに協議会の会長から連絡がありました。これは県の作業ですから、どうなるものかは分かりませんが、5月か6月に都市計画審議会を開いていただきたいというお願いをしようということになっております。それに向けて、いろいろ内部の話、そしてまた要望の話を煮詰めているところです。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

これもさきの定例会で若干申し上げさせていただいたと思うんですが、協議会は僕は必要ないんじゃないかなという発言をさせていただきました。今の町長の御答弁からいえば、協議会をそれなりに活用されているなというふうに考えているんですが、そもそもこの問題は、協議会なんか要らずに、八女市長は八女市長、広川町長は広川町長という行政の本来の組織があるわけで、本来はそこで解決すべき問題かなというふうに思っていたから、そういう発言をさせていただきました。

それで、町長が今後やられていくという調整は、実は1年半ぐらい前からやっとなっていたら、今頃は土地の収用に係るような話もできていたかなというふうに考えています。今後、そういうふうな政務について、国道3号バイパスを実現するために、どうぞひとつよろしく御努力いただきたいというふうに思います。

それでは最後に、質問させていただきます。

この前の町長回答の中で、こういう文面があったと思います。「ルート選定については、交通の安全性、円滑性、経済性などのコントロールポイントを考慮し、国が総合的に判断し、選定しています。町からは集落への影響を最小限とすることを優先事項として国に要請し、——ここからなんですが——公共用地が道路整備に必要な場合には協力する旨の申出を行いました」というふうにいただいています。これは多分、文書何と読むか知らないんですけども、令和2年度の2と、広建土第248号、令和2年5月22日付の文書で出されたと思うんですけども、これを出されたということは、上広川小学校を移転するときに、代替地がそのときにイメージされていたというのが常識だと思うんですが、それでよろしいですか。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

そこまで話は進んでおりません。もしも上広川小学校にかかるルートが決定されて、それを国が認可した場合は早急に学校の建設予定地を町は探さなければなりません。しかし、認

可が下りたからといって、すぐに道路工事が始まるわけでも何でもありませんので、大体こういうのは決まって15年先ぐらいに終わるとというのが一般的でございます。ですから、国のルートが決定し、予算もつき、学校も移転する代替地を見つけてくださいよという国からの多分要望がありましようから、そういうときは速やかに探していくということです。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

期間的な話としては今お伺いしたとおりになんですけれども、やっぱりそれにしても、第1回目のコロナの宣言が終わってすぐ、上広川校区の主要な人に対する町民説明会をおやりになられたときに、新しく建てる校舎については現在の規模でやる、それを考えている、もしくは社会体育機能を付加したいと。周辺地域で考えているということをいろいろ御説明があったものですから、やっぱりそういうふうを考えています。ですから、町民に対する説明については、私みたいな、特に誤解が起きないようにタイミングと中身を整合していただければいいと思います。

今、時間がかかるから、その間、新たに探すという御回答であったと、そういうことでよろしゅうございますね。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

ここで答弁すると、今、時間を大変気にされていますから、大体長くなるんですよ。なぜかといいますと、国道3号バイパスの運動を15年ぐらい前からやってきました。やっとそれが熟してきたような雰囲気になってきましたので、国道3号バイパスができるならば、上広川小学校をぜひともその国道3号の付近に建てたいと。それならば、文科省に上広川小学校の建て替えができるかどうかを調べてくれというふうをお願いをしたところ、建築が平成6年、平成24年に耐震強化工事をしております、上広川小学校は。ですから、文科省の建て替えにまだまだ合致しない、まだ時間が先になるということでございました。ですから、上広川小学校を文科省の補助金で造るというのはまだまだ時間がかかるということです。それならば、国道3号バイパスがどのルートを通るかも分からないけれども、仮にそのそばを通ってくれるならば、その補償費で建てることができないかということをおっしゃっていただきました。

そのことによって、私は説明会の中でも上広川小学校を通したいと。しかし、いろいろ世間で言われておるのは、そこだけしか捉えていないんですね、断片的な一言しか。しかし、私が言っておったのは、決定は国が決めることだからどうなるかも分からんけれども、しっかり運動をやっていきましょうということを言っておって、今度、先ほど申し上げましたように、最終的に調整に来られて決定がなされたということですから。

それと、ちまたのうわさで、県の都計審でも言われたかどうか知りません。言われたというふうに聞いておりますが、上広川小学校の建て替えが30億円かかると。30億円かかる、そのうち国が20億円、県が10億円というふうに言われているようなんですけれども、下広川小学校の校舎建築費を見てもらうと分かるように、30億円もかかりませんし、まして校舎建設について、建て替え賃全てを国が見ることは決してありません。これは不動産の鑑定があつて、

そして、建物の査定があって、現時点の評価に対しての補償しかありません。ですから、文科省の補助金でお願いするのがいいか、道路にかかって補償金で建設するのがいいかというのは、どっちがいいかは分かりませんが、上広川小学校の現状の問題では。20%か30%見てくれるもんか、最高50%見てくれるものか、これは全く分かりませんが、しかしながら、私が考えたのは、時間的に早くできる方法を取りたいなと思って、いろんところで上広川小学校の建て替えをしたいと、そのためには国道3号バイパスが通ってくれたらいいと、そういう運動をやりましょうよ、しかし、決定は国がすることだから今どうのこうのは言えませんよということを私は言うておりましたが、いろいろ世間でのうわさ話があって、いろんな話が飛んでおります。都計審でも校舎に30億円かけて、それを県が払わないかんというふうに言われたとか言われなかったか、私はそこに行っておりませんので分かりませんが、決してそういうことじゃなくて、もしもかかったとしても、民家にかかったのと同じで、補償費というのはその当時の評価でしかないということを申し添えたいと思います。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

今お答えいただいた後半の大半の部分は私は質問しておりませんので、ちょっと申し添えて、質問を終わらせていただきます。

○議長（野村泰也）

以上で一般質問を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は3月10日午前9時半から開議いたします。お疲れさまでした。

午後1時47分 散会